

会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案に対する意見

2018年（平成30年）3月15日

日本弁護士連合会

第1部 株主総会に関する規律の見直し

| | |
|---------------------|-----|
| 第1 株主総会資料の電子提供制度 | p3 |
| 1 定款の定め | p3 |
| 2 電子提供措置 | p4 |
| 3 株主総会の招集の通知 | p6 |
| (1) 発送期限 | p6 |
| (2) 記載事項 | p7 |
| 4 株主総会参考書類等の交付又は提供等 | p8 |
| (1) 会社法第301条第1項の特則等 | p8 |
| (2) 書面交付請求 | p8 |
| 5 電子提供措置の中断 | p11 |
| 6 電子提供措置の調査 | p12 |
| 第2 株主提案権 | p14 |
| 1 提案することができる議案の数 | p14 |
| 2 内容による提案の制限 | p15 |

第2部 取締役等に関する規律の見直し

| | |
|--------------------------------|-----|
| 第1 取締役等への適切なインセンティブの付与 | p17 |
| 1 取締役の報酬等 | p18 |
| (1) 取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針 | p18 |
| (2) 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め | p19 |
| (3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任 | p20 |
| (4) 株式報酬等 | p21 |
| (5) 情報開示の充実 | p23 |
| 2 会社補償 | p24 |
| 3 役員等賠償責任保険契約 | p29 |
| 第2 社外取締役の活用等 | p34 |
| 1 業務執行の社外取締役への委託 | p34 |
| 2 監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任 | p36 |

| | | | |
|------|--------------------------|-------|-----|
| 3 | 社外取締役を置くことの義務付け | | p38 |
| 第3部 | その他 | | |
| 第1 | 社債の管理 | | p39 |
| 1 | 社債管理補助者 | | p39 |
| (1) | 社債管理補助者の設置 | | p39 |
| (2) | 社債管理補助者の資格 | | p40 |
| (3) | 社債管理補助者の義務 | | p41 |
| (4) | 社債管理補助者の権限等 | | p41 |
| (5) | 特別代理人の選任 | | p44 |
| (6) | 社債管理補助者の行為の方式 | | p45 |
| (7) | 二以上の社債管理補助者がある場合 | | p45 |
| (8) | 社債管理補助者の責任 | | p46 |
| (9) | 社債管理補助者の辞任等 | | p46 |
| (10) | 社債権者集会の招集等 | | p48 |
| (11) | 募集事項等 | | p49 |
| 2 | 社債権者集会 | | p50 |
| (1) | 元利金の減免 | | p50 |
| (2) | 社債権者集会の決議の省略 | | p51 |
| 第2 | 株式交付 | | p53 |
| 1 | 定義等 | | p53 |
| 2 | 株式交付計画 | | p53 |
| 3 | 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み等 | | p55 |
| 4 | 株式交付の効力の発生 | | p57 |
| 5 | 株式交付親会社の手続 | | p57 |
| 第3 | その他 | | p61 |
| 1 | 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解 | | p61 |
| 2 | 議決権行使書面の閲覧等 | | p62 |
| 3 | 株式の併合等に関する事前開示事項 | | p64 |
| 4 | 新株予約権に関する登記 | | p65 |
| 5 | 株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書 | | p66 |
| 6 | 会社の支店の所在地における登記の廃止 | | p68 |

本年2月28日に意見募集に付された「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」（以下「本中間試案」という。）に対して、日本弁護士連合会（以下「当連合会」という。）は、以下のとおり意見を述べる。

第1部 株主総会に関する規律の見直し

第1 株主総会資料の電子提供制度

1 定款の定め

① 株式会社は、株主総会参考書類、議決権行使書面、会社法第437条の計算書類及び事業報告並びに同法第444条第6項の連結計算書類（以下「株主総会参考書類等」という。）の交付又は提供に代えて、株主総会参考書類等に記載し、又は記録すべき事項に係る情報を電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（以下「電子提供措置」という。）を採る旨を定款で定めることができるものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

電子提供制度は、株主総会費用の削減や情報開示の早期化・充実化を促進する有益なものであり、導入すべきである。

また、電子提供制度は、電子提供措置を義務付けるものであるから、振替株式を発行していない会社にまで、その適用を強制するのは適切ではない。振替株式を発行していない会社における電子提供制度の利用については、定款によって採否を選択できるようにすべきである。

なお、電子提供制度は、開示事項を拡大するものではないから、情報開示の充実には、株式会社による積極的な取組が必要不可欠である。電子提供制度の適用を受ける株式会社にはそのような積極的な取組を期待したい。

（注） 上記の電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置としては、電子公告の方法に準じて、会社法施行規則第222条第1項第1号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とするものとするのが考えられる。

【意見】

賛成である。

【理由】

現行法下における実務上も、株式会社が提供する様々な情報をウェブページから閲覧及びダウンロードできる方法が普及しており、同じ方法で良い。

② 振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）は、①による定款の定めがある株式会社の株式でなければ、取り扱うことができないものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

本提案は、振替株式を発行している株式会社に電子提供制度の採用を義務付けるものである。株式の振替制度が適用される株式会社においては、多数の株主が存在しているのが通常である。したがって、このような株式会社においては、電子提供制度の利用による費用削減の効果が大きく、情報開示の早期化・充実化を図る必要性も高いから、電子提供制度の利用を強制すべきである。

また、金融商品取引所に株式が上場されている会社であれば必ず振替制度が適用されており、株式の振替制度が適用される会社に電子提供制度の採用を強制することによって、上場会社であれば必ず電子提供制度を利用することになるから、分かりやすい制度となる。

③ この試案に基づく改正法の施行日において振替株式（振替法第128条第1項に規定する振替株式をいう。以下同じ。）を発行している株式会社は、施行日を効力発生日とする①の定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなすものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

本提案により、振替株式を発行している株式会社は、一律に、かつ、コストの少ない方法によって、電子提供制度の導入がなされることになる。

2 電子提供措置

① 1①による定款の定めがある株式会社の取締役は、会社法第299条第2項各号に規定する場合には、電子提供措置開始日から株主総会の日以後3か月を経過する日までの間、次に掲げる事項（以下「電子提供措置事項」という。）に係る情報について継続して電子提供措置を採らなければならないものとする。

ア 会社法第298条第1項各号に掲げる事項

イ 会社法第301条第1項に規定する場合には、株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項

（注） 会社法第299条第1項の通知に際して、株主に対し、議決権行使書面を交付する場合には、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については電子提供措置を採ることを要しないものとする。

ウ 会社法第302条第1項に規定する場合には、株主総会参考書類に記載すべき事項

エ 会社法第305条の規定による請求があった場合には、同条第1項の議案の要領

オ 株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役が定時株主総会の招集の通知を発するときは、会社法第437条の計算書類及び事業報告に記載され、又は記録された事項

カ 株式会社が会計監査人設置会社（取締役会設置会社に限る。）である場合において、取締役が定時株主総会の招集の通知を発するときは、会社法第444条第6項の連結計算書類に記載され、又は記録された事項

キ アからカまでの事項について修正をすべき事情が生じた場合には、その旨及び修正後の事項

【意見】

賛成である。また、イの（注）についても電子提供措置を採ることを要しないことに賛成である。

【理由】

本提案は適切である。

イの（注）も適切である。すなわち、議決権行使書面を電子提供措置の対象とするとしても、費用の削減や情報開示の充実の効果は限定的である。逆に、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、株主の氏名や持株数が必要的記載事項とされているため、議決権行使書面を電子提供制度の対象と義務付ける場合、ある株主に係る議決権行使書面について当該株主だけが閲覧できるような技術的措置を会社が講じなければならぬこととなりかねない。よって、議決権行使書面に記載すべき事項

に係る情報については電子提供措置を採ることを要しないものとすることに賛成する。

② ①の「電子提供措置開始日」については、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】 株主総会の日から4週間前の日又は株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日

【B案】 株主総会の日から3週間前の日又は株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日

【意見】

B案に賛成である。

【理由】

株主総会資料の電子提供制度は、そもそも情報開示の早期化・充実化を促進するために導入されるものである。電子提供制度の導入に伴い、株主総会参考書類等の印刷・封入等による時間的制約は減少するから、実務上、会社が株主総会資料の準備に要する期間や株主提案が行使された場合の対応に要する期間に配慮しつつも、情報の提供時期は早めるべきである。

株主総会における情報提供に係るルールは、株主が経営陣と交渉する十分な能力と意欲を有している状況にある限り、株主と経営陣との交渉に委ねれば足り、法律がこれに過度に介入する必要はない。法律が介入すべきなのは、株主がその能力又は意欲を欠いている場合だけである。スチュワードシップ・コードの影響もあり、株主の交渉への能力と意欲は増しており、法律による介入は、3週間程度で十分と考える。

また、電子提供制度は、非上場会社による利用も想定されるところ、現行の発送期限よりもあまりにも前に電子提供措置開始日を設定してしまうと、非上場会社において電子提供制度の利用が進まなくなる懸念がある。この点からも、3週間前とすることが妥当と思われる。

ただし、上場会社については、早期に情報を提供しないと議案への賛成が得られないという意識が浸透し、法定期限を前倒しした株主総会参考書類等の発送がかなり定着しつつある。電子提供制度が義務付けられれば、法律上の規制によらずとも、このような傾向がさらに進むと予想される。

3 株主総会の招集の通知

(1) 発送期限

1 ①による定款の定めがある株式会社においては、会社法第299条第2項各号に規定する場合における株主総会の招集の通知の発送期限は、会社法第299条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】 株主総会の日から4週間前まで

【B案】 株主総会の日から3週間前まで

【C案】 株主総会の日から2週間前まで

【意見】

B案に賛成である。

【理由】

招集手続の早期化と会社の事務負担への配慮のバランスを踏まえると、電子提供制度における株主総会の招集通知の発送期限は、電子提供措置開始日と一致させることが適切であると考えられる。期限を一致させることにより、分かりやすい制度となる。

(2) 記載事項

1 ①による定款の定めがある株式会社においては、会社法第299条第2項各号に規定する場合には、会社法第299条第4項の規定にかかわらず、書面又は電磁的方法による株主総会の招集の通知には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならないものとする。

① 株主総会の日時及び場所

② 株主総会の目的である事項があるときは、当該事項

③ 電子提供措置事項に係る情報を掲載するウェブサイトのアドレス

【意見】

賛成である。

【理由】

妥当である。

(2)の注) 本文の事項のほか、書面又は電磁的方法による株主総会の招集の通知に記載し、又は記録しなければならない事項としては、例えば、次のものとすることが考えられる。

ア 会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めたときは、その旨及び書面による議決権の行使の期限

- イ 会社法第298条第1項第4号に掲げる事項を定めたときは、その旨及び電磁的方法による議決権の行使の期限
- ウ 株主総会の招集の決定において次に掲げる事項を定めたとき（定款に当該事項についての定めがあるときを除く。）は、その決定の内容
- (ア) 代理人による議決権の行使に関する事項
- (イ) 会社法第313条第2項の規定による通知の方法

【意見】

全て記載を義務付けるべきである。

【理由】

これらの事項は、議決権行使の方法に関するものとして、株主の周知する必要性が高い一方で、招集の通知に記載することでそれほど場所を取るものではなく、記載をさせるべきである。

4 株主総会参考書類等の交付又は提供等

(1) 会社法第301条第1項の特則等

- ① 1①による定款の定めがある株式会社の取締役は、会社法第301条第1項、第302条第1項、第437条及び第444条第6項の規定にかかわらず、株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、株主総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しないものとする。
- ② 1①による定款の定めがある株式会社における会社法第305条第1項の適用については、同項中「その通知に記載し、又は記録すること」とあるのは、「電子提供措置事項に含めること」とするものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

電子提供制度の導入に伴い、当然必要となる規定である。

(2) 書面交付請求

- ① 1①による定款の定めがある株式会社の株主は、当該株式会社に対し、電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求することができるものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

総務省が2017年（平成29年）6月8日付けで取りまとめた平成28年通信利用動向調査の結果によれば、我が国における年齢階層別のインターネット利用率は、60歳から69歳までにおいて75.7%（前年比-0.9%）、70歳から79歳までにおいて53.6%（前年比+0.1%）、80歳以上において23.4%（前年比+3.2%）であり、依然として、高齢者を中心にインターネットを利用することが困難な者が存在している（なお、上記調査において、インターネットを利用しているとされている者においても、果たしてどの程度の者が、株主総会資料の電子提供制度による電子提供措置に対応できるかは、必ずしも明らかではない。）。

また、平成29年版高齢社会白書によれば、65歳以上の者がいる単独世帯（6,243,000世帯）及び夫婦のみ世帯（7,469,000世帯）の合計数は、13,712,000世帯にも及んでおり、インターネットを通じて必要な情報を自ら得ることができない株主が相当数存在することは容易に想像できる。

株主総会参考書類等は、株主が有する共益権の中で最も重要となる議決権の行使判断に必要な情報を提供する役割を担っている。インターネットへのアクセスに困難がある株主が一定程度存在する現状に鑑みれば、そのような株主が現在と同レベルの議決権の行使判断に資する情報を受領することを確保する必要性が高い。現在においてはこれらの情報は株主に提供されているが、電子提供制度の導入により、結果としてこれらの情報が株主に提供されなくなるような事態があってはならないと考えられる。

したがって、電子提供制度が導入される場合には、インターネットへのアクセスが困難な株主が、電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求することができるものとすべきである。

そして、そのようなインターネットへのアクセスが困難な株主が、書面交付請求権を行使することに支障が生じないように、株式会社、法務省、証券会社等において、電子提供制度及び書面交付請求制度の十分な周知を図るべきである。

| |
|----------------------------------------------------------|
| <p>（注1） 振替株式の株主が書面交付請求をするには、振替機関等を経由してしなければならぬものとする。</p> |
|----------------------------------------------------------|

【意見】

賛成である。

【理由】

本提案は、書面交付請求を口座管理機関及び振替機関を経由して株式会社（株主名簿管理人）に対して行うものとする案であり、現在の振替システム上の仕組みを参考にすることができる方法であり、適切である。

口座管理機関のみを経由して株式会社（株主名簿管理人）に対して行うものとする案（「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案の補足説明（以下「補足説明」という。）」10頁の㊸の案）に対しては、口座管理機関による負担が大きくなる懸念があり、また、口座管理機関及び振替機関を経由せずに、株式会社（株主名簿管理人）に対して行うものとする案（補足説明10頁の㊹の案）に対しては、書面交付請求をし、又はそれを撤回した株主が振替口座簿上の株主であるかどうかについて、株主名簿管理人において確認することが難しく、㊸及び㊹の案は、いずれも適切ではない。

| |
|---------------------------------------------------------------------|
| <p>（注2） 株主が書面交付請求をすることができない旨を定款で定めることができるものとするかどうかについては、なお検討する。</p> |
|---------------------------------------------------------------------|

【意見】

株主が書面交付請求をすることができない旨を定款で定めることができるものとするかどうかについては、反対する。

【理由】

書面交付請求権は、容易な方法で行使できることが想定されているため、大量に行使される可能性がある。必ずしもインターネットの利用に困難がない株主が、念のために行使してしまった結果、電子提供制度の効果が失われるおそれがある。よって、費用の削減や情報開示の早期化充実化という電子提供制度の趣旨に鑑み、定款による排除を認める制度にも合理性はある。

しかし、株主総会参考書類等は、株主が有する共益権の中で最も重要となる議決権の行使判断に必要な情報を提供する役割を担っている。しかも、インターネットへのアクセスが困難な株主が一定程度存在する現状に鑑みれば、そのような株主が現在と同レベルの議決権の行使判断に資する情報を受領することを確保する必要性が高い。したがって、少なくとも現時点では、議決権の多数を有する株主が賛成したことによって、書面交付請求権を排除してよいのか疑問である。しかし、将来的には、デジタル・デバイド等の諸状況を勘案し、株主が書面交付請求をすることができない旨を定款で定めることができるものとすることも検討すべきである。

② 取締役は、会社法第299条第2項に規定する場合には、株主総会の日から2週間前までに、①による請求（以下「書面交付請求」という。）をした株主（当該株式会社が当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日を定めたときは、当該基準日までに書面交付請求をした株主に限る。）に対し、①の書面を交付しなければならないものとする。

（注） ①の書面の交付については、会社法第126条第1項から第4項までを準用するものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

書面交付請求をした株主に対する書面の交付期限（書面交付請求期限）については、電子提供措置開始日や招集通知の発送期限よりも、印刷に時間を要する分だけ配慮が必要となるが、現行の発信期限（会社法第299条第1項）を到達期限に変更する程度の前倒しであれば、会社も対応できると思われる。

5 電子提供措置の中断

2①にかかわらず、電子提供措置期間中電子提供措置の中断（株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさないものとする。

- ① 電子提供措置の中断が生ずることにつき株式会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は株式会社に正当な事由があること。
- ② 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の10分の1を超えないこと。
- ③ 株式会社が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について、電子提供措置事項に含めて電子提供措置を採ったこと。

【意見】

賛成である。

【理由】

①から③までが要件として適切である。

6 電子提供措置の調査

電子提供措置を採ろうとする株式会社は、電子提供措置期間中、電子提供措置事項に係る情報が株主が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、調査機関に対し、調査を行うことを求めなければならないものとする。

(注) 調査機関については、電子公告調査機関に準じて、所要の規定を設けるものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

確実に株主に情報が提供されるように調査を義務付けるべきである。

(第1の後注1) 種類株主総会の株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付についても、同様の規律を設けるものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

通常の株主総会と種類株主総会とで規律を区別する理由がない。

(第1の後注2) 開示用電子情報処理組織（EDINET）の利用の可否等については、なお検討する。

【意見】

検討を進めるべきである。併せて証券取引所や振替機関のホームページの活用なども検討すべきである。

【理由】

開示用電子情報処理組織（EDINET）の利用により調査機関による調査が必要なくなるのであれば、費用の削減に資する。電子提供制度については、振替株式を発行している株式会社にその利用が義務付けられるから、振替機関のホームページの活用も選択肢として検討すべきと思われる。

なお、現行のEDINETについては、株主総会参考書類等に到達するまでに遷移

しなければならないページが多いという問題がある。特に、インターネットの利用が十分にできない株主でも、株主総会参考書類等にアクセスできるようにする必要がある。そのため、招集通知にE D I N E Tにおける具体的な検索方法を記載すると、それだけでページ数が増えてしまい、費用削減効果が限定的になってしまう。

また、情報通信白書によると、世帯保有率について、パソコンは減少傾向にあり（2014年：78.0%，2015年：76.8%，2016年：73.0%），それに代わってスマートフォンが高まっている（2014年：64.2%，2015年：72.0%，2016年：71.8%）。E D I N E Tの利用を認める前提として、スマートフォンでの利用を可能にする必要がある。

（第1の後注3） 会社法第299条第3項の承諾をした株主に関して、例えば、次のような見直しをするかどうかについては、なお検討する。

ア 会社法第301条第2項ただし書及び第302条第2項ただし書を削除し、同法第299条第3項の承諾をした株主は、株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付を請求することができないものとする。

イ 電子提供措置を採る場合には、会社法第299条第3項の承諾をした株主に対しては、4(2)①の書面を交付することを要しないものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

株主総会の招集の通知を電磁的方法により提供することを承諾している以上、株主総会参考書類等の書面交付を請求することをもはや認める必要はない。

（第1の後注4） 株主総会の電子提供制度といわゆるウェブ開示によるみなし提供制度（会社法施行規則第94条第1項、第2項、第133条第3項から第5項まで、会社計算規則第133条第4項から第6項まで、第134条第4項から第6項まで。以下単に「みなし提供制度」という。）を併存させるものとするかどうかなど、株主総会資料の電子提供制度の創設に伴うみなし提供制度の見直しの要否等については、なお検討する。

【意見】

みなし提供制度を残すべきである。

【理由】

現行のみなし提供制度は、特段の問題なく運用されている。電子提供制度を創設した場合であっても、のみなし提供制度を存続させておけば、書面交付請求に応じて書面を交付する際の書面の範囲を限定できるというメリットがある。したがって、のみなし提供制度は残すべきである。

第2 株主提案権

1 提案することができる議案の数

【A1案】 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案の数は、5を超えることができないものとする。この場合において、役員（取締役、会計参与及び監査役をいう。）及び会計監査人（以下1において「役員等」という。）の選任に関する議案については、選任される役員等の人数にかかわらず一の議案と数えるものとし、役員等の解任に関する議案についても、同様とするものとする。

【A2案】 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案（役員等の選任又は解任に関する議案を除く。）の数は、5を超えることができないものとする。

【B1案】 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案の数は、10を超えることができないものとする。この場合において、役員等の選任に関する議案については、選任される役員等の人数にかかわらず一の議案と数えるものとし、役員等の解任に関する議案についても、同様とするものとする。

【B2案】 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案（役員等の選任又は解任に関する議案を除く。）の数は、10を超えることができないものとする。

（1の注） 定款の変更に関する議案の数については、内容において関連する事項ごとに区分して数えるものとする旨の明文の規定を設けるものとするかどうかについては、なお検討する。

【意見】

B2案に賛成する。

また、（注）の提案できる議案の数については、内容において関連する事項ごとに区分して数えるものとする旨の明文の規定を設けるべきものとする。

【理由】

1 株主提案の数の制限

株主提案権の個数や内容について制限のない現状においては、濫用的な多数の株

主提案権行使がなされることがあり、また、一部の株主のみから多数の株主提案権行使がなされることで、株主総会において適切に株主との対話が行われることが阻害される事態が生じうる。

また、株主提案が可能な時期は株主総会の8週間前までであり、株式会社において、株主総会の準備作業を行う時期に多数の株主提案への対応（提案株主との交渉等を含む。）が必要になることで、株主総会の準備に影響が及ぶ可能性もあり、株式会社のリソースを一部の株主のみに割くことが必ずしも適切ではない場合がある。

このことから、株主が提案できる議案の数に一定の制限を設けること自体には賛成であるが、株主提案権が適切に行使される場合にまで制限がされることのないよう、立法に当たっては慎重に考えるべきである。

この点、機関設計の変更や報酬体系等、会社の事業に関する根本的事項を変更する株主提案を行うような場合には5以上の議案にわたる可能性もあり、また役員選解任についても（監査等委員会設置会社も勘案し）複数の議案になり得ることを考慮すると、A1案、A2案やB1案では、適切な提案権の行使が制限される場合もあるものとする。

したがって、役員選解任議案を除いて10を超えることができないものとするというB2案が適切であるとする。

2 定款変更議案の数

株主提案権の数の制限を設ける場合には、定款変更議案をどのように数えるかという問題が生ずるが、何も規定がない場合には、複数の内容を含むものであっても1つの提案変更議案であるという主張がなされ得る。したがって、株主提案権の数の制限に関しては、明文で、定款変更議案については内容において関連する事項ごとに区分して数えるという規定を置くべきものとする。

2 内容による提案の制限

会社法第304条及び第305条の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しないものとする。

- ① 株主が専ら人の名誉を侵害し、又は人を侮辱する目的で会社法第304条の規定による議案の提出又は同法第305条の規定による請求（以下「株主提案」という。）を行ったとき。
- ② 株主が専ら人を困惑させる目的で株主提案を行ったとき。
- ③ 株主が専ら当該株主又は第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行ったとき。

④ 株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがあるとき。

【意見】

①ないし③については賛成する。④については、その必要性や適用範囲についてさらに慎重に検討すべきと考える。

【理由】

上記①から④は、制限された数以内の提案数であっても濫用的な株主提案については提案できないとするものであるが、④については、会社が株主提案権を過度に制限する運用を行う口実となる可能性がある。確かに、数の制限を行ったとしても、内容において関連する大量の定款変更議案の提案が行われる可能性や、多人数の役員選解任議案の提案が行われる可能性も考えられ、そのような場合は株主総会の運営に影響があるとも考えられる。しかし、そのような場合であっても、①から③による対応や、株主総会運営の工夫（提案株主による提案理由の説明の時間をある程度限定したり、多数の議案を一括して審議するなど）が可能であることを考えると、④を明文化することのデメリットの方が大きいのではないかという懸念がある。特に「おそれ」という表現については、「著しく」という要件があるとしても、この表現によって実務上相当でない場合にまで広範に適用される可能性がないか考慮する必要がある。したがって、④については、その必要性や適用範囲についてさらに慎重に検討すべきである（なお、仮に④が削除されなかった場合、本項のタイトル「内容による提案の制限」は、内容による制限のみではないため変更すべきである。）。

（第2の後注） 株主提案権の行使要件のうち300個以上の議決権という持株要件及び行使期限の見直しをするものとするかどうかについては、なお検討する。

【意見】

300個以上の議決権という持株要件及び行使期限の見直しについては、いずれも反対である。ただし、行使期限については、今回の改正により株主総会の招集通知の発送期限が変更される場合には、それに合わせた見直しも考えられる。

【理由】

株主提案権の行使要件のうち、300個以上という持株要件は、確かに大規模な会社にとっては相当低い議決権割合であり、株主提案がなされた場合に会社において必要となる労力やコストを考えると、ある程度以上の議決権割合を持つ株主からのみ提案を受けるとしてこの要件を引き上げるべきとの考え方もあり得るところであ

る。

しかし、そもそも300個以上の議決権という絶対的な基準が設けられた趣旨が、議決権割合という相対的な基準のみでは、株主が多数存在する大規模な会社において個人株主が株主提案権を行使することが困難になってしまうことにあることを鑑みると、この要件を引き上げることはその趣旨に反し、個人株主による株主提案権の行使を過度に制限してしまうおそれがある。

また、300個以上の議決権という要件が、近時の株主提案権の濫用的な行使事例を生じさせた原因であるかは必ずしも明らかではないほか、濫用的ではない株主提案権の行使も当該要件を満たす株主によってなされている。

さらに、本中間試案で提案されている株主提案権の数や内容による制限により濫用的な株主提案権の行使は一定程度抑制されると考えられるため、それ以上に300個以上という持株要件を引き上げることを検討することについては反対する。

次に、8週間前という行使期限の前倒しについては、確かに、株主提案が行使期限ぎりぎりになされた場合には、会社にとっては株主総会前の多忙な時期に更なる業務が必要となるほか、仮処分等の手続を行う場合には期間が短すぎるとの実務上の意見もあるところである。

しかし、株主提案権を行使する株主は、会社を巡る様々な状況を見極めながら、提案権を行使するか、行使するとしてその内容をどうするかを検討する場合もあり、8週間という行使期限をさらに前倒しする場合、十分な検討が行えなくなるおそれがある。また、株主提案前がなされる前に株主と会社とが交渉を行っているような場合においては、むしろ行使期限の到来で時間切れとなり、交渉が決裂して株主提案がなされるといった場合もあり得、8週間の行使期限の前倒しで必ずしも会社にとって余裕ができるとは限らない。さらに、募集株式の発行等に対する差止仮処分についても実務上2週間程度で判断がされ得るものであり、必ずしも期間が短すぎるとは言えないと思われる。これらのことから、8週間という行使期限の前倒しが必要かについては慎重に考える必要がある。

ただし、本中間試案によって、株主総会の資料を電子提供する会社についての招集通知の発送期限の変更が検討されているところ、招集通知に株主の提案した議題を記載しなければならないことを考慮すると、法改正により招集通知の発送期限が変更される会社については、現在と同様の準備期間を確保するため、株主提案の行使期限についても招集通知の発送期限の変更に合わせて変更も考えられる。

第2部 取締役等に関する規律の見直し

第1 取締役等への適切なインセンティブの付与

1 取締役の報酬等

(1) 取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針

取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めているときは、会社法第361条第1項各号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該方針の内容の概要及び当該議案が当該方針に沿うものであると取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）が判断した理由を説明しなければならないものとする。

（注1） 「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」としては、例えば、各取締役の報酬等についての報酬等の種類ごとの比率に係る決定の方針、(5)④に規定する業績連動報酬等の有無及びその内容に係る決定の方針、各取締役の報酬等の内容に係る決定の方法の方針等も含まれるものとする。

（注2） 一定の場合に「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を定めなければならないものとするかどうかについては、なお検討する。

【意見】

賛成である。

（注2）については、少なくとも、公開会社かつ大会社のうち、その発行する株式について有価証券報告書提出義務を負う株式会社に対しては「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を定めることを義務付けるべきである。

【理由】

取締役の報酬等については、株主の利益を害する形で高額の報酬が取締役に支払われるいわゆるお手盛りの危険を防止するという観点から規制が必要となるだけでなく、取締役が適切に職務を執行するインセンティブを付与するための手段として重要な事項であり、企業統治を充実させる観点から決定過程の透明性・公正性を確保する要請が高いといえる。したがって、株式会社が取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めているときは、取締役の報酬等に関する議案を株主総会に提出するに当たって、当該議案による報酬等が当該方針との関係でどのような意義を有しているかの説明を取締役に義務付けることにより、報酬等に関する議案の決定過程の透明性・公正性を高めることが適切である。

そのような説明がなされる前提として取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針が定められていることが必要である。また、株式報酬等のインセンティブ報酬の有無及びその内容について、方針の形で示すことも企業統治の実効性を高める観点から重要といえる。そこで、少なくとも、公開会社かつ大会社のうち、その発行する株式について有価証券報告書提出義務を負う株式会社については、典型的に株主が不特

定多数となり、かつ、株主構成が頻繁に変動する可能性が高いことが想定されることから、制度的に企業統治を充実させる要請が高く、取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めることを義務付けるべきである。

なお、会社法第361条の規律については、2017年（平成29年）6月21日開催の法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第3回会議に沖委員・梅野幹事から提出された参考資料10において提案された報酬プランを決議対象とする考え方がより望ましいと考えるが、一定の範囲で取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針の決定を義務付け、株主総会において報酬等と方針の関係の説明を求めることは、参考資料10の提案と近似する効果を達成するものと評価できる。

(2) 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め

会社法第361条第1項第3号を改正し、取締役の報酬等のうち金銭でないものについての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定めるものとする。

① 報酬等のうち当該株式会社の株式であるもの又は当該株式の取得に要する資金に充てるための金銭については、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）の上限及び当該株式の交付の条件の要綱

② 報酬等のうち当該株式会社の新株予約権であるもの又は当該新株予約権の取得に要する資金に充てるための金銭については、当該新株予約権の内容の要綱及び数の上限

③ 報酬等のうち金銭でないもの（当該株式会社の株式又は新株予約権であるものを除く。）については、その具体的な内容

（(2)の注1） ①の株式の交付の条件の要綱及び②の新株予約権の内容の要綱をどのようなものとするかについては、なお検討する。

（(2)の注2） (4)のA案のような見直しをしないものとする場合においては、①中「報酬等のうち当該株式会社の株式であるもの又は当該株式の取得に要する資金に充てるための金銭」とあるのは、「報酬等のうち当該株式会社の株式の取得に要する資金に充てるための金銭」とするものとする。

（(2)の注3） 報酬委員会が執行役等の個人別の報酬等の内容として決定しなければならない事項（会社法第409条第3項）についても、上記と同様の見直しをするものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

コーポレートガバナンス・コード原則4-2において「経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである」と述べられているなど、企業統治の観点から会社の業績や潜在的リスクを経営陣の報酬に反映することの重要性が高まっており、そのようなインセンティブを付与するための手法の一つとして株式報酬が挙げられる。もっとも、現行法第361条第1項は、株式報酬を念頭に置いた規定となっておらず、株式報酬の付与のためにいずれの決議を行えばよいか必ずしも明確ではない場合がある。特に非金銭報酬（同項第3号）の決議が必要となる場合には「具体的な内容」を決議することが必要となり、株式報酬の柔軟な利用が制限されている状況にある。そこで、経営陣に対するインセンティブ付与の手法としての株式報酬を利用しやすくするために、株式報酬の承認のための決議においては、報酬として付与される株式の数の上限及び当該株式の交付の条件の要綱を決議事項とすべきである。これらの事項が株主総会決議の対象となっていれば、いわゆるお手盛りの危険についても、金銭報酬における報酬総額の上限を決議する場合と同程度の水準で防止することが可能であると考えられる。

また、株式報酬について上記の手当てを行う場合には、類似の機能を有するストック・オプションについても同様の手当てを行うことが整合的である。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任

【A案】 次のような規定を設け、公開会社において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定を取締役に再一任するためには、株主総会の決議を要するものとする。

- ① 取締役会設置会社においては、各取締役（監査委員等である取締役を除く。以下A案において同じ。）の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、会社法第361条第1項の報酬等の範囲内において、取締役会の決議によって定めなければならないものとする。
- ② ①にかかわらず、公開会社は、会社法第361条第1項各号に掲げる事項の決定に併せて、同項の株主総会の決議によって、取締役会の決議によって①による各取締役の報酬等の内容に係る決定の一部又は全部を取締役に委任することができる旨を定めることができるものとする。
- ③ ①にかかわらず、公開会社でない株式会社の取締役会は、その決議によって、①による各取締役の報酬等の内容に係る決定の一部又は全部を取締役に委任することができるものとする。

【B案】 現行法の規律を見直さないものとする。

(3)の注) 上記のほか、取締役の個人別の報酬等の決定の再一任に関する情報開示の充実については、(5)③参照。

【意見】

A案に賛成である。

【理由】

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定が代表取締役等の特定の取締役に再一任される場合、当該取締役（代表取締役社長、代表取締役会長、いわゆるCEO等の、いわゆる「経営トップ」が想定される。）が報酬決定権限を持つ以上、当該取締役が望まない意見（経営方針への反対、対案提示、報酬減額、退任勧告等）を述べるのが事実上困難になるなど、取締役会による、報酬決定を再一任された取締役に対する監督の実効性が低下する懸念がある。

この点、現行法を変更しないという意見が考えられるが、コーポレート・ガバナンスにおいて報酬決定が重要視される現代では、報酬決定権限を特定の取締役が何の手続的な負担もなく保有することは妥当でないと考えられる。

一方、特定の取締役が報酬決定権限を持つことを全く許さないのは、コーポレート・ガバナンスを徹底することになるという反面、特定の取締役に報酬決定権限を持たせることに株主の過半数又は3分の2が賛成するような会社にまでこれを強要するのは会社自治を過度に制限し過ぎるものと思われる。

したがって、株主総会決議があれば、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定を代表取締役等の特定の取締役に再一任することが認められることが相当である。

ただし、通常決議でよいか定款変更を要するとするか（特別決議）、当該決議の有効期限を設けることの是非、また、設けるとすれば何年間で適切かを検討することも重要である。

(4) 株式報酬等

【A案】 (2)のような見直しをするものとする場合において、次のような見直しをするものとする。

- ① (2)①の株式を引き受ける者の募集については、募集事項として、募集株式と引換えに金銭の払込みを要しない旨を定めることができるものとする。この場合においては、当該株式会社の取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、当該株式を引き受けることはできないものとする。

② (2)②の新株予約権については、当該新株予約権の行使に際してする出資を要しない旨をその内容とすることができるものとする。この場合においては、当該株式会社の取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、当該新株予約権を行使することができないものとする。

（A案の注） ①の株式が発行された場合及び②の新株予約権の行使がされた場合における資本金等の計上方法については、どのような方法が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に沿うものかを踏まえ、なお検討する。

【B案】 A案の②のような見直しのみをするものとする。

【C案】 現行法の規律を見直さないものとする。

【意見】

A案に賛成である。ただし、適用される株式会社の範囲を、公開会社かつ大会社であって、その発行する株式について有価証券報告書提出義務を負う株式会社に限定し、かつ、割り当てることのできる株式の個数に制限を設ける（例えば、発行済み株式の総数の100分の1を上限とするなど）といった弊害防止策を併せて講じるべきである。

【理由】

上記(2)の理由でも言及したとおり、取締役へのインセンティブ付与の手法として株式報酬を柔軟に利用できるようにすべきであるが、現行法上、株式の無償発行は認められていないこと（会社法第199条第1項第2号参照）や、株式報酬に対する有利発行規制（同条第3項、同法第201条第1項）の適用関係が不明確であることが株式報酬の設計の柔軟性・法的安定性を損なう要因となっている。そのため、株式報酬の付与に際しては、募集株式と引き換えに金銭の払込みを要しない旨を募集事項として定めることができることとすべきである。

もっとも、特に非上場会社等において経営陣による支配権確保のために濫用的に株式報酬が利用されるおそれも否定できないことから、この特例の対象は、一般的に企業統治の充実の観点から株式報酬のニーズが高い上場会社（具体的には、公開会社かつ大会社であって、その発行する株式について有価証券報告書提出義務を負う株式会社）に限定すべきである。また、そのような上場会社においても、過大な株式報酬が付与されることによる株式希釈化の弊害を防止すべきであることから、株式報酬として割り当てることのできる株式の個数に制限（例えば、発行済み株式の総数の100分の1を上限とするなど）を設けるべきである。なお、前述した参考資料10においても、株式報酬として付与される株式等について、無償発行を認め、有利発行規制を適用しないとした上で、株式報酬として発行する株式に上限を定めること及び対象会

社の範囲を限定することを提案しており、本意見と考え方を共通にするものである。

ストック・オプションについても株式報酬と同様に設計の柔軟性・法的安定性を高める観点から、新株予約権の行使に際してする出資を要しない旨を、その内容とすることができることとすべきである。

(5) 情報開示の充実

会社員の報酬等に関する次に掲げる事項について、公開会社における事業報告による情報開示に関する規定の充実を図るものとする。

- ① 報酬等の内容に係る決定に関する方針に関する事項
 - ② 報酬等についての株主総会の決議に関する事項
 - ③ 取締役会による各取締役の報酬等の内容に係る決定の一部又は全部の再一任に関する事項
 - ④ 業績連動報酬等（株式会社の業績を示す指標を基礎として算定される額又は数の金銭その他の財産による報酬等をいう。）に関する事項
 - ⑤ 職務執行の対価として株式会社が交付した株式又は新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。）に関する事項
 - ⑥ 報酬等の種類ごとの総額
- ((5)の注) 上記のほか、報酬等の額を個人別に事業報告により開示しなければならないものとするかどうかについては、なお検討する。

【意見】

賛成である。なお、個別の項目を追加するか、又は①若しくは⑥において報酬等の種類の割合について個人別あるいは取締役の種類（社外取締役とその他の取締役）ごとの開示がなされるようにすべきである。

【理由】

①については、上記(1)の理由でも言及したとおり、企業統治を充実させる観点から役員報酬等の決定過程の透明性・公正性を確保することが適切であり、決定された報酬等が会社の定めた方針に沿ったものであるか検証するために、報酬等の内容に係る決定に関する方針の開示を求めるべきである。

②については、報酬等に関してその時点で取締役会に委任されている内容が適切であるかどうかについて株主が検証することができるよう、報酬等についての株主総会の決議に関する事項の開示を求めるべきである。

③については、上記(3)の理由でも言及したとおり、取締役会による各取締役の報酬等の内容に係る決定が特定の取締役に対して再一任されている場合には、取締役会

による取締役に対する監督の実効性が低下するおそれがあることから、株主が状況を知ることができるよう、その旨の開示を求めるべきである。

④ないし⑥については、上記(2)の理由でも言及したとおり、企業統治の観点から会社の業績や潜在的リスクを経営陣の報酬に反映することの重要性が高まっていることを踏まえ、役員報酬によってどのようにインセンティブの付与が行われているか株主が知ることができるよう、業績連動報酬等、株式報酬及びストック・オプションに関する事項や報酬等の種類ごとの総額の開示を行うべきである。特に株式報酬を含む業績連動報酬については、そのインセンティブの付与の機能、意図した業績の達成状況及び実際に付与された報酬の内容等を株主が的確に知ることができるよう、補足説明30頁に記述されているとおり、(ア)当該業績連動報酬等が金銭でないときは、その内容、(イ)当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した株式会社の業績を示す指標の内容及び当該指標を選定した理由、(ウ)当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法、(エ)当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎となる指標の数値などを事業報告の記載対象とすることが適切である。なお、同様の観点から、(報酬等の額についてまで個人別の開示を求めないとしても)報酬等の種類の割合について個人別あるいは取締役の類型(社外取締役とその他の取締役)ごとの開示がなされるようにすべきであり、個別の項目を追加するか、①又は⑥の中でその記載が必要となることを明確にすべきである。

2 会社補償

会社補償に関する規定を次のとおり設けるものとする。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 株式会社は、次に掲げる費用等の全部又は一部を株式会社が補償することを約する契約(以下「補償契約」という。)を取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人(以下「役員等」という。)と締結することができるものとする。</p> <p>ア 次に掲げる事由がある場合には、当該役員等が当該事由により要する費用(相当と認められる額に限る。)</p> <p>(ア) 当該役員等が、その職務の執行に関し、責任の追及に係る請求を受けたこと。</p> <p>(イ) 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われることとなったこと。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

【意見】

株式会社が補償契約を役員等と締結することができるものとすることに賛成する。ただし、ア(ア)及び(イ)について、いずれもモラルハザードを防ぐ観点から当該役員等に関する一定の主観的要件を設けることを検討すべきである。

【理由】

1 総論

以下においては、役員等のうち、取締役を例にとって論じる。

取締役として、会社の利益のために社会通念上相当な態様において職務を執行していたにもかかわらず、不幸にして、責任の追及に係る請求を受けたり、法令の規定に違反したことが疑われる結果となることはあり得ることである。

そこで、以下のような点を考慮すべきである。

- ① 当該責任追及に係る手続に必要な費用(弁護士費用、海外におけるディスカバリー、調査対応費用等を含む。)を会社が補償することは、取締役の職務執行におけるリスクとのバランス上、認めることが適切な場合がある。
- ② しかしながら、取締役が会社以外の者の利益を図る若しくは会社に損失を加える目的で行為した場合、又は重要な法令に違反することを知りつつ当該行為を行ったような場合など、取締役の行為の態様等が悪質である場合、何らの要件を設けずに会社が費用の補償をすることを認めてしまうと、取締役の職務の適正性を害し、モラルハザードを招来する危険がある。この点について、補足説明33頁は、「株式会社が、任意に、補償契約において、役員等に悪意若しくは重大な過失がある場合又はその他役員等の行為の態様等が悪質である場合等には、役員等に補償をした金銭の返還を請求することができる旨を規定しておくことを禁止するものではない」とするが、上記のようなモラルハザードを容易に招来してしまう問題について、会社の自治に全て委ねることは適当ではない。

2 主観的要件

モラルハザードを防ぐ観点から、会社補償について検討する場合、どのような主観的要件を設定すべきか。

この点、②イの場合と同様に、善意・無重過失を要求するという考え方もあり得る。しかしながら、取締役は、様々な利益ないしは義務が対立する場面で、時間的制約の下、経営判断を行わなければならない場合があり、一つの選択肢を採ることで何らかの問題を惹起することについて悪意となるときもあり得る。かような場合に、悪意があるとして補償を一切認めないとすることは必ずしも相当ではない。

日本法では類似の概念はないが、例えば、米国デラウェア州法では「当該役員が誠実に (in good faith) かつ会社の最善の利益となるか又はそれに反しないと当該役員が合理的に信じた方法で行為した(加えて、刑事手続に関しては、当該役員の行為が違法であると信じるべき相当な理由を有しなかった)と認められる場合」

に補償を認めるものとされている。かような考え方を参照しつつ、社会通念上相当と認められる主観的態様において職務執行が行われていた場合に補償が認められるよう、日本法に整合する一定の主観的要件を設けることを検討すべきである。

3 相当と認められる額

会社補償を認めるためには、主観的要件の相当性をまずは問題とすべきであって、費用の相当性に会社補償の問題をすべて収斂させることはできないと考える。確かに、日本法上適切な主観的要件を設定することには困難が伴うであろうが、それを金額の相当性で代替させることには無理がある。すなわち、「相当と認められる額」という相当性の判断は、事案による個別性が強く類型化は容易でないため、案件毎の判断によらざるを得ないが、この点は費用の相当性のみをもって会社補償の妥当性を規律しようとするのが難しい点を裏付ける。したがって、「相当と認められる額」についてという要件を課すこと自体は反対しないが、主観的要件を不要とすることはできない。

なお、補償金額の範囲については、会社が役員賠償責任保険契約を締結していた場合の保険金の支払いと、会社による補償金の支払いとの関係をどう考えるか（特に、取締役を被保険者とする役員賠償責任保険契約を会社が締結していた場合で、取締役に保険金が支払われるとき（後記「3 役員等賠償責任保険契約 ① ア」の保険契約の場合）には、会社補償を行う必要性は薄いといった問題がある。）等、今後検討すべきである。

イ 当該役員等がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、次に掲げる損失（当該株式会社が当該第三者に対して当該損害を賠償する責任を負う場合において、当該株式会社が当該損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に対して会社法第423条第1項の責任を負うときは、当該責任に係る部分を除く。）

(ア) 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

(イ) 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該和解に基づく金銭の支払により生ずる損失

【意見】

(ア)及び(イ)について、いずれも賛成する。

【理由】

取締役に対する責任追及に関して判決・決定に基づく損害賠償の支払や和解等に基づく支払については、裁判所の最終判断や和解における判断が示されることが多く、

善意・無重過失の判断も可能と思われること、及び悪意又は善意重過失の場合も補償の対象としてしまうと、職務の適正性を害するおそれが高いことから、主観的要件が加重されていることは妥当である。

また、括弧内については、取締役が第三者に損害を与えた場合に、当該部分についても補償の対象とする場合には、実質的には、取締役の責任の免除又は軽減について厳格な手続を要求している会社法の規定の趣旨に反することになるため補償を認めないとする規律と解され、合理的である。

② 補償契約の内容の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。

（注） 補償契約に基づく補償について、次のような規律のうちいずれを設けるかについては、なお検討する。

ア 取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役に報告しなければならないものとする。

イ 補償契約に基づく補償をする旨の決定は、②の決定と同様に、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。

ウ ①アの費用についての補償契約に基づく補償は、アによるものとし、①イの損失等についての補償契約に基づく補償は、イによるものとする。

【意見】

賛成である。

また、（注）ア～ウについては、イの規定を設けるべきである。

【理由】

補償契約の内容の決定については、業務執行取締役同士による、場合によっては緊張感のない契約内容の決定は避け、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議を要求することにより、独立した社外取締役や監査役が事前に関与した適切な内容の契約とすべきである。

実際、費用の支出に際して一刻を争うことは少なく、取締役会の構成員が少なくなってきた近時では、費用の支出時期までには取締役会を開催することが可能であり、事前承認を要求しても支障はないと考えられる。取締役会非設置会社もまた株主数が少なく、株主総会の開催はさほど困難でないと考えられる。

なお、社外取締役全員の同意や各監査役の同意を求めることも検討すべきである。

③ 取締役会設置会社においては、取締役会は、②の決定については、取締役又は執行役に委任することができないものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

②の決定については、取締役会が業務執行取締役には委任できないものとし、他の取締役、(社外取締役がいる場合には)独立性のある社外取締役の判断を求めることで、会社補償契約や補償内容の決定について適切さを担保すべきである。

④ 会社法第356条第1項(第419条第2項において準用する場合を含む。)、第365条第2項、第423条第3項及び第428条の規定は、株式会社と取締役又は執行役との間の補償契約については、適用しないものとする。

(注) 民法第108条の規定は、②の株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によってその内容を定めた補償契約の締結については、適用しないものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

会社補償契約においては、前述したとおりの要件を満たすかどうかの審査が必要であり、取締役会の決議は必要であるが、そのような要件を課し、さらに⑤の規律を設けるのであれば、重ねて取締役会の承認、取引後の重要な事実の報告を求め、さらに決議に参加した取締役の責任を加重し、連帯責任とする必要性は薄い。したがって、これらの条項を適用しないものとすることは相当である。

⑤ 株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合において、補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならないものとする。

ア 当該補償契約の相手方

イ 当該補償契約の内容の概要(当該補償契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む。)

(⑤の注) 上記のほか、例えば、次のような事項を事業報告の内容に含めるものとするかどうかについては、なお検討する。

(ア) 当該事業年度において、当該役員に責任があることが認められた場合（当該役員等が和解をした場合を含む。）又は当該役員等が法令に違反したことが認められた場合において、株式会社がこれについて補償契約に基づき①アの費用等を補償したときは、その相手方及び額

(イ) 当該事業年度において、株式会社が補償契約に基づき①イの損失を補償したときは、その相手方及び額

【意見】

賛成である。

(⑤の注) (ア)及び(イ)についても、いずれも開示をすることが適切である。

【理由】

⑤ア及びイに記載された事項は、株主の議決権行使等に必要な情報として、事業報告に記載する必要がある。

すなわち、取締役会設置会社において、会社補償を、株主総会決議ではなく取締役会決議により行うことを認める以上、利益相反性が内在する補償契約の相手方及び内容について株主に対して開示を行うことが適切である。これにより、株主としては、それらの情報を考慮して、取締役選任議案への賛否を判断し、また、適切な内部統制システムの構築・運用を取締役に対して求めるか否かを判断し、場合によっては株式売却により投下資本を回収することが可能となる。

特に、補償契約において取締役の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じることが可能であり、かつその契約内容は株主にとって重要な情報であることから、そのような措置を講じているときは、その措置の内容を開示することは適切かつ重要である。

また、(⑤の注)に記載されている(ア)及び(イ)の補償を実行した場合の開示は、補償の適否、その金額の相当性及び補償金の返還の要否等を株主が事後的に検証し、場合によっては役員等の責任追及を行うための資料とすることを可能とするため、これらの事業報告における開示も必要である。

3 役員等賠償責任保険契約

いわゆる会社役員賠償責任保険（D&O保険）に関する規定として、役員等賠償責任保険契約に関する規定を次のとおり設けるものとする。

- ① 役員等賠償責任保険契約とは、以下のア又はイのいずれかに該当する保険契約のうち、株式会社を保険契約者とするものをいうものとする。
- ア 役員等を被保険者とする損害保険契約であって、被保険者がその職務の執行に関し会社法その他の法令の規定による責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するもの
- イ 株式会社を被保険者とする損害保険契約であって、役員等が受けたアの損害を被保険者が補償することによって生ずることのある損害を填補するもの
- (①の注) 役員等賠償責任保険契約の定義の詳細については、定義から除外すべき保険契約の範囲を含め、なお検討する。

【意見】

本文に賛成するが、保険法との関係についても検討すべきである。

(①の注)については、定義から除外すべき保険契約の範囲を含めて検討することが妥当である。

【理由】

1 本文について

いわゆる会社役員賠償責任保険は、上場会社を中心に広く普及していると指摘されているところ、株式会社がD&O保険に係る契約を締結するためにどのような手続等が必要であるかについての解釈は必ずしも確立されていないから、対象を定義して、規律を設けることに合理性がある。

会社役員賠償責任保険には、役員等として優秀な人材を確保するとともに、役員等がその職務の執行に伴い損害賠償の責任を負うことを過度に恐れることでその職務の執行が萎縮することがないように、役員等に対して適切なインセンティブを付与するという意義が認められる。一方、株式会社が締結する会社役員賠償責任保険契約の内容によっては、役員等の職務の適正性が損なわれるおそれがある。

現在の我が国における会社役員賠償責任保険に係る契約としては、アの役員等を被保険者とする損害保険の契約が主流であるものの、イの会社を被保険者とする損害保険の契約であっても同様の弊害が懸念される場所であるから、役員等賠償責任保険契約に両者を含めることが妥当である。

ただし、アの契約とイの契約は、保険としての性質が異なるため、保険法の規律についても慎重に検討する必要がある。例えば、アの契約は損害賠償責任保険であるから、保険法第22条第1項に基づき、「当該責任保険契約の保険事故に係る損害賠償請求権を有する者」に先取特権が認められるところ、イの契約は責任保険ではないため、当然には同条は適用されないと思われる。このような相違についてど

う整理するかについては、保険法との整合性をも含め、慎重に検討する必要がある。

2 ①の注について

例えば、株式会社の締結するいわゆる生産物賠償責任保険（PL保険）や自動車賠償責任保険等に係る保険契約において役員等が被保険者とされている場合には、対象となる保険事故が限定されていること等から、役員賠償責任保険契約と同様の規律をする必要性は乏しいため、役員等賠償責任保険契約の定義から除外し、新たに設けようとしている規律の対象とはしないものとするのが適切である。このように、役員等賠償責任保険契約の定義の詳細については、定義から除外すべき保険契約の範囲を含め、なお検討することに賛成する。

- ② 役員等賠償責任保険契約の内容の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。
- ③ 取締役会設置会社においては、取締役会は、②の決定については、取締役又は執行役に委任することができないものとする。

【意見】

いずれも賛成する。

【理由】

株式会社は、役員等賠償責任保険契約を締結するに当たり、その締結の要否や、締結する場合におけるその被保険者の範囲、保険金額、填補すべき損害等の保険契約の内容を決定する必要がある。役員等賠償責任保険契約の内容は、役員等の職務の適正性に影響を与えるおそれがあり、その決定は株式会社の業務の適正性にも影響を与えるおそれがあるため、取締役会の専決事項とすることが適切である。また、役員等賠償責任保険契約には利益相反性が典型的に高いものもあるところ、そのような取引に対する取締役会の監督のためにも、取締役会の専決事項とすることには意義がある。

また、上記と同様の理由により、取締役会設置会社以外の株式会社においては、現行法上の利益相反取引の承認に係る手続（会社法第356条第1項第3号参照）を参考として、株主総会の決議を要するものとするのが適切である。

- ④ 会社法第356条第1項（第419条第2項において準用する場合を含む。）、第365条第2項及び第423条第3項の規定は、次に掲げる役員等賠償責任保険契約については、適用しないものとする。

ア ①アの保険契約であつて、取締役又は執行役を被保険者とするもの

イ ①イの保険契約であって、取締役又は執行役が受けた損害を株式会社が補償することによって生ずることのある損害を填補するもの

(④の注) 平成29年法律第44号による改正後の民法第108条の規定は、②の株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によってその内容を定めた役員等賠償責任保険契約の締結については、適用しないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

1 本文について

取締役又は執行役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約については、会社の債務負担行為又は会社の出捐を伴う取引によって取締役に直接的に利益が生ずるものであるとして、会社法第356条第1項第3号の利益相反取引(以下「間接取引」という。)に該当するという見解も学説上有力である。この見解に従えば、役員等賠償責任保険契約のうち、取締役又は執行役を被保険者とするもの、若しくは取締役又は執行役が受けた損害を会社が補償することによって生ずることのある損害を填補するものの締結も間接取引に該当することとなると思われる。間接取引に該当することとなれば、(1)取締役会設置会社においては取締役会の承認及び当該取引後の重要な事実の報告、取締役会設置会社以外の株式会社においては株主総会の承認が必要となり(会社法第356条第1項第3号、第365条、第419条第2項)、(2)当該取引によって株式会社に損害が生じた場合における当該取引に関わる取締役又は執行役の任務懈怠が推定されることとなる(会社法第423条第3項)。

しかし、本文①ないし③の規律を整備するものとする場合には、(1)を適用させた上にさらに重ねて取締役会の承認及び取引後の重要な事実の報告又は株主総会の承認を要求する必要性は低い。また、(2)については、役員等賠償責任保険契約の締結によって生ずる株式会社の損害の解釈によっては、取締役又は執行役についての会社法第423条1項の責任が容易に認められることとなり、株式会社が役員等賠償責任保険契約を締結することに萎縮する懸念もある。役員等賠償責任保険には、役員等として優秀な人材を確保するとともに、役員等がその職務の執行に伴い損害賠償の責任を負うことを過度に恐れることでその職務の執行が萎縮することがないように役員等に対して適切なインセンティブを付与するという意義があることに鑑みると、役員等賠償責任保険契約について、ここまで厳格な規制を適用する必要はないと考えられる。したがって、役員等賠償責任保険契約のうち、取締役

又は執行役を被保険者とするもの、若しくは取締役又は執行役が受けた損害を会社が補償することによって生ずることのある損害を填補するものについては、利益相反取引規制を適用しないものとするのが妥当である。

なお、役員等賠償責任保険契約の締結により取締役又は執行役が受ける便益は職務執行のための費用の支給であるとし、間接取引には該当しないという見解もあり得るところであり、この見解に従えば、あえて利益相反取引規制を適用しないものとする必要はないこととなる。しかし、そのような見解があるとしても、利益相反取引規制を適用しないことを明文化することは、法律関係の安定のために有意義である。

2 ④の注について

役員等賠償責任保険契約について会社法に利益相反等に配慮した規律を設ける以上、改正後の民法108条を適用する必要はない。

⑤ 株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合において、役員等賠償責任保険契約を締結しているときは、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならないものとする。

ア 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者

イ 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（役員等による保険料の負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む。）

（⑤の注） 上記のほか、当該契約における保険金額、保険料又は当該契約に基づいて行われた保険給付の金額を事業報告の内容に含めるものとするかどうかについては、なお検討する。

【意見】

本文に賛成する。

（⑤の注）で指摘されているもののうち、「保険金額及び保険料」については事業報告の内容に含めないことが妥当であるが、「当該契約に基づいて行われた保険給付の金額」については事業報告の内容に含めることが適切である。

【理由】

1 本文について

本文の提案は、保険契約の内容等の適正及び株主による監督の実効性を確保する見地からは合理的である。

実務上、取締役の全員が役員等賠償責任保険契約の被保険者となることが通常であることを踏まえると、例えば、役員等賠償責任保険契約について、利益相反性があるという問題を、たとえ上記①ないし④の規律を設けたとしても、それらのみによって解決するのは難しいと考えられるため、株主に対して当該役員等賠償責任契約に関する情報を開示する必要性が高い。また、株式会社が抱えているリスクを投資家が評価する際に保険料等の保険契約の内容等がその指標として機能することから、株式会社が締結している役員等賠償責任保険契約の内容等は株主にとっても重要な情報となり得る。本文の提案は、開示の範囲として適切なものである。

この点、役員等賠償責任保険契約の内容等を開示することについては、被保険者となった役員が濫訴の対象となりやすくなるのではないかという指摘や、訴額又は和解額のつり上げが惹起される懸念があるという指摘がある。しかし、上場会社の9割以上がいわゆる役員等賠償責任保険契約に加入しているという現状に照らすと、本文の提案内容を開示することにした結果、直ちに上記のような弊害が生ずるとは考えられない。

2 ⑤の注について

「保険金額及び保険料」の開示については、それによる弊害が生ずる懸念が大きく、開示の対象としないことが適切である。これに対して、「当該契約に基づいて行われた保険給付の金額」については、事後的なものであるから、相対的に弊害は少なく、開示の対象とすることが適切である。

第2 社外取締役の活用等

1 業務執行の社外取締役への委託

① 株式会社（指名委員会等設置会社を除く。以下①において同じ。）と取締役との利益が相反する状況にある場合その他取締役が株式会社の業務を執行することにより株主の共同の利益を損なうおそれがある場合には、当該株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができるものとする。ただし、業務執行取締役の指揮命令の下に執行する業務については、この限りでないものとする。

② ①により委託を受けた行為をしたことは、会社法第2条第15号イの「当該株式会社の業務を執行した」に当たらないものとする。

（1の注） 指名委員会等設置会社において、株式会社と執行役との利益が相反する状況にある場合その他執行役が株式会社の業務を執行することにより株主の共同の利益を損なうおそれがある場合についても、上記①及び②と同様の規律を

設けるものとする。

【意見】

賛成する。

ただし、「株主共同の利益を損なうおそれがある場合」について、少数株主の利益を損なう場合も含まれるように修正すべきである。

【理由】

- 1 本規律は「飽くまでセーフ・ハーバー・ルールであって、当該規律を設けることにより、現行法の解釈上『業務を執行した』に該当しないと考えられている社外取締役の行為について、新たに『業務を執行した』に該当するものとすることを意図するものではない」（補足説明41頁）とされている。このようなセーフ・ハーバー・ルールが設けられることで、取締役の決議等が必要になるものの、社外取締役が、社外性を失うことなく、一定の範囲で社外取締役に期待されるべき機能を円滑に実現できるようになるため、規律を設ける意義があると考ええる。
- 2 ただし、「株式会社（括弧内省略）と取締役との利益が相反する状況にある場合その他取締役が株式会社の業務を執行することにより株主の共同の利益を損なうおそれがある場合」との表現が適切であるか検討すべきである。すなわち、この文言は、株式会社が株主共同の利益を体現するものとして両者を同一視し、株式会社ひいては株主共同の利益と取締役との利益が相反する状況を想定している。しかしながら、社外取締役には、株主間において支配株主と少数株主との利益が対立する場合に少数株主の利益を擁護することも期待されており、それは必ずしも会社と取締役との利益が対立する場合は包含されない。例えば、補足説明には、「取引の構造上株主と買収者である取締役との間に利益相反関係が認められると評価されるマネジメント・バイアウト」（40頁）と記載されているが、マネジメント・バイアウトの場合の多くにおいて、取締役は支配株主サイドでもあり、取締役と株主との利益相反がある場合というよりも、株主間において支配株主と少数株主の利害が対立する場合と整理することができる。また、親会社による上場子会社の非上場化の場合なども、補足説明が整理するとおり、「親子会社間の取引のような支配株主と少数株主の利害関係が対立しうる場合」（41頁）である。
- 3 それにもかかわらず、「株主の共同の利益を損なうおそれがある場合」と規定する場合、総株主の共同の利益のみを意味することとなり、支配株主と少数株主との利益が対立する場合において少数株主の利益を擁護する必要がある場合も包摂されるのか疑問が生じ得る。したがって、「株主共同の利益を損なうおそれがある場合」に加えて、「株主間において支配株主と少数株主の利害が対立し少数株主の利

益を損なうおそれがある場合」も含まれるようにする必要があると考える。

2 監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任

【A案】 会社法第362条第4項の規定にかかわらず、監査役設置会社の取締役会は、取締役の過半数が社外取締役であることその他一定の要件を満たす場合には、その決議によって、重要な業務執行（指名委員会等設置会社において、執行役に決定の委任をすることができないものとされている事項を除く。）の決定を取締役に委任することができるものとする。

（注） 「その他一定の要件」は、例えば、以下の要件のいずれにも該当することとするものとする。

- ① 会計監査人設置会社であること。
- ② 取締役会が経営の基本方針について決定していること。
- ③ 取締役会が会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について決定していること。
- ④ 取締役の任期が選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであること。

【B案】 現行法の規律を見直さないものとする。

【意見】

実務上の必要性が認められ、取締役会による監督や監査役による監査について合理的な制度が構築されることを条件に、A案に賛成する

【理由】

1 A案の内容

会社法上の監査役設置会社（取締役会設置会社）は、重要な事項を取締役会で定めることとされており、取締役が個々の重要な業務執行についての議決権の行使を通じて代表取締役の業務執行を監督することができ、また、取締役会に参加した監査役が重要な業務執行について把握した上で実効的な監査を行うことができるという仕組みを取っている。A案は、このような仕組みに加え、取締役の過半数が社外取締役であることその他一定の要件を満たす場合に、監査役設置会社においても、執行と監督を分離し、取締役会が業務執行者を監督する、いわゆるモニタリング・モデルを採ることも可能とするものである。

2 A案の実務上の必要性

このような提案がなされた背景として、監査役会設置会社においては、個別の業務執行等に関する取締役会における決議事項が多過ぎ、迅速な意思決定に悪影響が

あるとか、会社の基本的な経営方針等の議論に割く時間が取れないとの指摘がなされている。このような状況に対応する実務上のニーズが大きいようであれば、各会社に相応しいガバナンスのモデルを採ることができるようにするためにもA案のような規律を検討する意義がある。しかし、これまでの法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会では、必ずしもA案の制度への実務上の必要性が大きいかどうかは明らかでなかったため、本中間試案のパブリック・コメントの結果等も踏まえ、その必要性についてさらに検討する必要がある。

3 A案の検討

(1) 報酬・人事権を通じた業務執行者の監督

取締役会が取締役に対して重要な業務執行の決定の委任を行う前提としては、取締役会が重要な業務執行の決議を通じた業務執行の監督を行わない代わりに、取締役会において業務執行者の監督を適切に行える体制となっていることが必要である。したがって、取締役会が報酬・人事権を把握し、不適切な業務執行を行った者を解任することや、報酬によって業務執行者を適切に評価することといった権限を通じて監督機能を働かせることが重要である。

この点、A案においては、代表取締役とは独立の立場で判断を行うことが可能と考えられる社外取締役が過半数存在することその他の①～④の要件の定め方如何によっては、そのようなガバナンスを担保するための手段が一定程度講じられている仕組みとすることが意図されている。

しかし、例えば本中間試案の第2部第1(3)において一定の手続により取締役への報酬決定の再一任が許容されるなどの場合、必ずしも取締役会における報酬を通じた監督が十分ではない会社においても重要な業務執行の決定の委任が行われる可能性があり、その場合は業務執行者に対する監督が十分なされない懸念もある。

また、従前の取締役会設置会社においては、取締役が取締役会に出席し、個々の重要な業務執行についての意思決定を行う過程を通じて、取締役会における監督機能を行使する仕組みとなっていたが、重要な業務執行の決定の委任が行われた場合、いかにして日常の業務執行を監督するかという課題も残ると思われる。

(2) 監査役の情報収集

現在の監査役設置会社における監査役は、取締役会に出席し、個々の重要な業務執行についての情報を収集することを前提に、当該情報を基に監査を行う仕組みとなっている。これについて、A案を採用して重要な業務執行の決定の多くを取締役に委任する場合、このような監査の前提を欠くことになる。A案を採る場合の、重要な業務執行の決定を取締役会で行わない会社における監査役の監査の

実効性について、本中間試案では特に検討されていないが、A案を採るためには、この点の検討が必要になるものと考えられる。

(3) 機関設計の複雑性

現行法においては、選択できる機関設計や各機関の権限が複雑になっており、今回、監査役設置会社において一定の要件を満たすことによってモニタリング・モデルを採ることができるようにする場合、さらに複雑になる。このような複雑な制度となるような改正については、(1)のニーズや海外の投資家からの分かりやすさ等の観点からの検討も行うべきである。

4 まとめ

上記から、実務上のニーズが大きく、上記のような事項についての検討が十分になされ、取締役会による監督や監査役による監査について合理的な制度が構築されることを条件に、A案について賛成する。

3 社外取締役を置くことの義務付け

【A案】 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならないものとする。

【B案】 現行法の規律を見直さないものとする。

【意見】

A案に賛成する。

【理由】

この点については、当連合会は、2017年（平成29年）8月24日付け「社外取締役の義務付けに関する意見書」で意見を述べた。その概要は以下のとおりである。

1 社外取締役の選任を義務付ける必要があること

企業不祥事が多数発生する現在において、日本企業に対する国内外の投資家や利害関係者の一層の信頼を確保するためには、自主的な取組のみでは不十分である。また、利益相反が生じ得る状況において少数株主を含む株主の利益を代弁し、会社経営者等を監督する必要がある。そのため、業務執行とは一定の距離のある独立した客観的な立場にある社外取締役の選任を義務付け、経営全般及び利益相反について、実効性の高い監督を強化・実現する必要があると考える。これは、取締役会において議決権を行使できず、その意見を述べるにとどまる監査役（会社法第383条）では、期待し得ない監督機能である。その上、昨今においては、指名・報酬プ

ロセスへの関与や多様なステークホルダーの意見反映など、様々な役割が社外取締役に期待されるようになってきていることに鑑みると、その選任の義務付けは必須というべきである。

これに対し、現行法の施行後、2016年（平成28年度）における東京証券取引所の全上場会社における社外取締役の選任比率は、95.8%という高水準にあり、社外取締役の普及が進んでいる以上、法律によって義務化する必要はないとの意見もある。しかし、そのような規律を設けることによって、一定の株式会社であれば、株主利益を代弁する社外取締役が少なくとも1名選任されていることが担保されるため、コーポレート・ガバナンスの向上に資するだけでなく、国内外の投資家に対し分かりやすい制度となり、投資の誘致にも寄与すると考えられる。

2 社外取締役の選任は、適切な企業統治体制であること

上場規則やコーポレートガバナンス・コードにおいて、上場会社には、原則として社外取締役を選任すべきことが規定されていること、また、前述のとおり、ほぼ全ての上場会社において、社外取締役が選任されていることからすると、社外取締役による監督の重要性・有用性が認識され、かつ、社外取締役の設置というガバナンス体制を構築することにつき、大多数の賛成が得られているものと評価することができる。そうであれば、少なくとも1名の社外取締役を選任することは、適切な企業統治体制を構築するための最低条件というべきであり、その上で、株式会社は柔軟にガバナンス体制を構築することが望ましい。

第3部 その他

第1 社債の管理

1 社債管理補助者

(1) 社債管理補助者の設置

| |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>会社は、社債を発行する場合において、会社法第702条に規定する社債管理者又は担保付社債信託法第2条第1項に規定する信託契約の受託会社（以下「受託会社」という。）を定めることを要しないときは、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができるものとする。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

【意見】

賛成である。

【理由】

現状、社債管理者を設置しない社債が多いことや、今後、我が国における社債市場における発行・流通の拡大により、社債の利用が促進されることを考えると、社債管

理者等の設置を義務付けられない場合に、社債管理補助者を設置できるようにすることが適切である。

(2) 社債管理補助者の資格

社債管理補助者は、会社法第703条各号に掲げる者でなければならないものとする。

(注) 例えば、弁護士、弁護士法人その他の者についても社債管理補助者の資格を付与するものとするかどうかについては、なお検討する。

【意見】

社債管理補助者について、会社法第703条各号に掲げる者でなければならないものとするとの限定列举をすることに賛成である。会社法施行規則第170条を改正し、弁護士及び弁護士法人（以下「弁護士等」という。）に社債管理補助者の資格を付与すべきである。

(注) については賛成である。上記のとおり、弁護士等に資格を認めるべきである。

【理由】

- 1 社債管理補助者は、従来の社債管理者の限定された業務を行う面がある者であるから、会社法第703条各号に掲げる者に限定して社債管理補助者の資格を与えることは適切である。
- 2 しかしながら、資格者の範囲については、社債管理補助者の業務内容からすると、社債管理者ほど広範かつ専門的な業務を担う者ではないことが想定されるため、会社法第703条各号及び会社法施行規則第170条に掲げられている者だけに限定するのではなく、それ以外にも、適切な能力を有する者に対し、一定の範囲において、社債管理者の資格を拡大すべきである。

拡大の方法については、資格者を定めるのではなく、欠格事由を定める方法も考えられるが、今回の社債管理補助者は、委託の内容によっては訴訟遂行権も有する可能性もある。

そのため、拡大の方法においては、欠格事由によることは適切でなく、資格を有する者を限定列举する方法によるべきである。

- 3 この点、弁護士等が社債管理補助者となるべき十分な能力を有していることは、当連合会の2017年（平成29年）11月14日付け「新たな社債管理機関の資格要件に関する意見書」のとおりであり、社債管理補助者として弁護士等にも資格を付与すべきである（弁護士等を会社法施行規則第170条に追加すべきである。）。

(3) 社債管理補助者の義務

- ① 社債管理補助者は、社債権者のために、公平かつ誠実に社債の管理の補助を行わなければならないものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

多数の社債権者のために、委託を受けて職務を行うという社債管理補助者の性質からすると、社債権者のための公平義務・誠実義務は当然に課されるべきである。

- ② 社債管理補助者は、社債権者に対し、善良な管理者の注意をもって社債の管理の補助を行わなければならないものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

委託を受けて職務を行う以上、その職務について善管注意義務を負うのは当然と考えられる。

(4) 社債管理補助者の権限等

- ① 社債管理補助者は、社債権者のために破産手続参加、再生手続参加若しくは更生手続参加をする権限、民事執行手続において配当要求をする権限又は会社法第499条第1項の期間内に債権の申出をする権限を有するものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

社債管理が必要となる場合の最も重要な場面の一つとして、倒産手続における債権届出があることから、社債権利補助者の権限とすることが適切である。

- ② 社債管理補助者は、(1)による委託に係る契約（以下「委託契約」という。）に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有するも

のとする。

ア 社債に係る債権の弁済を受ける権限

イ 会社法第705条第1項の行為（①及びアの行為を除く。）をする権限

ウ 会社法第706条第1項各号に掲げる行為をする権限

エ 社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為をする権限

（②の注） 社債管理補助者がアの権限を有する場合について、会社法第705条第2項及び第3項と同様の規定を設けるものとする。

【意見】

賛成である。

（②の注）についても賛成である。

【理由】

限定された権限を有することとし、社債の利用を促進するとの社債管理補助者の制度趣旨からすれば、権限をある程度限定できることとし、社債管理補助者の担い手を確保できるよう、委託契約によって権限を定める本提案は適切である。

③ ②の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

ア ②イの行為であって、次に掲げるもの

(ア) 当該社債の全部についてするその支払の請求

(イ) 当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分

(ウ) 当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（(ア)及び(イ)の行為を除く。）

イ ②ウ及びエの行為

（③の注） 社債権者集会において②ウの行為に関する事項を可決するには、特別決議を要するものとする。

【意見】

ア(ウ)を除き、賛成である。

ア(ウ)は、少なくとも債権査定等手続については除く必要がある。

【理由】

1 ③の各行為については、社債権者集会の決議を義務付けることで、社債管理補助者の業務の範囲が明確になるという利点があり、かかる規律とすることは基本的に

賛成であるが、その結果、かえって社債権者の保護に欠ける結果となる場合には、この規律から除外するべきである。

そして、以下のとおり、少なくともア(ウ)のなかの倒産手続に属する行為のうち、債権査定等手続は、③の規律では、社債権者の保護に欠ける場面があるため、③の規律に含めることは適切でない。

2 倒産手続に属する行為について

この行為の一例として、届出債権について異議が出された場合の債権査定等の手続が挙げられる。

この場合、東京地方裁判所における破産手続に関する実務運用では、届出債権に対して破産管財人から異議が出された場合、債権者は、債権者集会（債権調査期日）から3週間以内に債権査定の申立等を行ったことを証明しないと配当から除斥されてしまう。

現行の社債権者集会の規律からすると、無記名式の社債券を発行している場合、社債権者集会を招集するには3週間前に公告しなければならないため（会社法第720条第4項）、本提案を前提とすると、権利保全が時間的に不可能となる。それ以外の場合でも、社債権者集会の招集には2週間が必要であるうえ、本提案の(10)では、招集の前提として10分の1以上の社債権者の要求が必要とされているため、事実上権利保全は不可能である。特に公平義務の観点からすると、社債管理補助者としては、破産管財人から異議が出されてから全員に公平にその情報を分配しなければならないであろうから、より時間を要する可能性もある。

他の倒産手続の場合の債権査定の手続は、1か月の期間となり、上述の例よりも若干の時間の猶予はあるが、1週間程度しか違いはなく、時間的な制約から、権利保全が非常に困難となることには大差はない。

社債管理補助者制度は、主として倒産手続の場合に、社債権者を保護する目的で構築された制度であり、制度設計の結果、本来の目的が達成できない事態となっは本末転倒である。

上述の例では、前提として、社債管理補助者として債権届出を行っていることになろうから、社債管理補助者としても届出に係る債権があると考えていたことになる。そのため、この場合には、社債管理補助者としては、債権査定の手続を採るか否かの裁量の余地は乏しく、むしろ、特段の事情がない限りは、社債権者の権利保全のために、債権査定を申し立て、配当から除斥されないよう手続をと採ることがその職務上の義務と考えられる。

こうしたことからすれば、少なくとも債権査定の関連する手続は、本規律の対象から除くべきである。

なお、本提案の規律とした場合、社債管理補助者は、異議が出された後、速やかに、各社債権者に情報提供しないと、善管注意義務違反に問われる可能性があることから、かえって困難な状況に陥る可能性もあり、それならば、3週間ないし1か月の猶予の間に査定申立を行う方が、社債管理補助者としても安全である。

④ 社債管理補助者は、委託の本旨に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置を採らなければならないものとする。

【意見】

賛成である。

ただし、特に報告に要する費用やそれに関連する責任については、より具体的な法的な手当てを設けるべきである。

【理由】

- 1 社債権者の権利行使等を補助する社債管理補助者の特性上、社債権者に報告を行う必要があることから、これに関連する義務等を定めることは適切である。
- 2 ただし、社債権者の人数や属性にもよるが、報告の方法・回数によっては多額の費用を要することも考えられるところで、特に発行会社が危機状態にある場合には、詳細かつ多数の報告が必要となると思われる。

しかし、発行会社から確実に費用が支払われるとは言い難く、特に危機状態にある場合にはその可能性が極めて高い。そのため、報告するための費用がないにもかかわらず、報告をすべき状況に陥る可能性は容易に想定される。

こうした場合、委託契約に特に定めを置いていけばよいが、それがない場合には、社債管理補助者が責任追及のリスクを考え、自己の費用負担で報告を行わざるを得なくなるものと思われる。かかるリスクを抱えることになっては、社債管理補助者の担い手が不足する可能性があるため、こうした場合には、自己が費用負担をしてまでの報告等が義務付けられるものではないことを法で明確にしておく必要がある。

また、社債管理補助者あるいは一部の社債権者が、費用を立て替えて報告することも考えられ、そうしたときには、その費用は優先的に弁済されなければならない。そうした規定も明確にする必要がある。

(5) 特別代理人の選任

社債管理者に関する規定（会社法第707条）と同様の規定を設けるものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

社債管理補助者についても利益相反が生じることはあり得るため、規定を設けるのが適切である。

(6) 社債管理補助者の行為の方式

社債管理補助者が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、個別の社債権者を表示することを要しないものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

転々流通することを考えると、個別の表示が困難である場合もあるし、社債権利補助者の行為としては権利保全の範囲に留まるため、かかる規律で差し支えない。

(7) 二以上の社債管理補助者がある場合

① 二以上の社債管理補助者がある場合には、社債管理補助者は、各自、その権限に属する行為をするものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

例えば弁済受領と保全行為を分けた場合などに、各自の権限に属する行為をすることで、社債管理補助者のなり手を確保することもできることから、かかる規律が適切と思料する。

② 社債管理補助者が社債権者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の社債管理補助者も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とするものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

例えば弁済受領と保全行為を分けた場合などに、自己の権限がない部分について他の社債管理補助者の行為に責任を負うことはなくなるため、社債管理補助者のなり手を確保することができることから、かかる規律が適切と思料する。

(8) 社債管理補助者の責任

社債管理補助者は、会社法又は社債権者集会の決議に違反する行為をしたときは、社債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

会社法第710条第1項と同様の規定であり、社債管理補助者についても、社債管理者と同様、直接社債権者から委託を受けているわけではないので、法定の責任に関する規定を設けることは適切である。

(9) 社債管理補助者の辞任等

① 社債管理補助者は、社債発行会社及び社債権者集会の同意を得て辞任することができるものとする。この場合において、当該社債管理補助者は、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者を定めなければならないものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

社債管理補助者が社債管理者と同等の権限を有する可能性があることを考えると、辞任においても、会社法第711条第1項と同様の規律とする本提案は適切である。

② ①にかかわらず、社債管理補助者は、委託契約に定めた事由があるときは、辞任することができるものとする。ただし、委託契約に事務を承継する社債管理補助者に関する定めがないときは、この限りでないものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

社債管理補助者が社債管理者と同等の権限を有する可能性があることを考えると、辞任においても、会社法第711条第2項と同様の規律とする本提案は適切である。

③ ①にかかわらず、社債管理補助者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができるものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

社債管理補助者が社債管理者と同等の権限を有する可能性があることを考えると、辞任においても、会社法第711条第3項と同様の規律とする本提案は適切である。

④ 社債管理者又は受託会社が定められたときは、委託契約は終了するものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

社債管理補助者よりも広い権限を有する、社債管理者や受託会社が定められた場合には、重複して社債管理補助者を置いておく意義は乏しいので、委託契約を終了させることは適切である。

((9)の注) 上記のほか、社債管理者についての解任に関する規定(会社法第713条)及び事務の承継に関する規定(第714条)と同様の規定を設けるものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

社債管理補助者が、社債管理者と同等の権限を有する可能性があることを考えると、会社法第713条及び第714条と同様の規律を設けるのは適切である。

(10) 社債権者集会の招集等

① 会社法第718条第1項の社債権者は、社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができるものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

会社法第718条第1項と同様の規律であり、賛成である。

② 社債管理補助者は、①の請求を受けた場合に限り、社債権者集会を招集することができるものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

社債補助者の業務を明確にする観点からは、②の規律とすることでやむを得ないものと思われる。

③ ②にかかわらず、社債管理補助者は、(9)①の社債権者集会の同意を得るため、これを招集することができるものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

辞任の規律を社債権者集会の同意に係らしめる以上は、社債管理補助者に招集権を与えるべきであり、それを前提とする本提案は適切である。

④ 社債管理補助者の権限に属する行為に関する事項を可決する旨の社債権者集会の決議は、社債管理補助者が執行するものとする。ただし、社債権者集会の決議によって別に社債権者集会の決議を執行する者を定めたときは、この限りでないものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

社債管理補助者の制度趣旨からすれば、社債管理補助者の権限に属する行為に関する事項の執行者は社債管理補助者とすべきであり、本提案は適切である。

(10)の注) 上記のほか、社債管理者についての社債権者集会の招集の通知先に関する規定（会社法第720条第1項）、社債権者集会への出席等に関する規定（同法第729条第1項）、社債権者集会の議事録の閲覧等の請求に関する規定（同法第731条第3項）及び報酬に関する規定（同法第741条）と同様の規定を設けるものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

社債権者集会の規律について、会社法と同様の規律を設けるべきであるから賛成である。

(11) 募集事項等

① 社債管理補助者を定めるときは、募集社債に関する事項として、次に掲げる事項を定めなければならないものとする。

ア 社債管理補助者を定める旨

イ (4)②の権限を有することとするときは、その権限の内容

ウ 社債管理補助者が社債権者に報告し、又は(4)④の措置を採らなければならない事項及びその方法に関する委託契約の定めの内容

(①の注) 上記のほか、募集社債に関する事項として、次に掲げる事項についても定めなければならないものとすることが考えられる。

(ア) 委託契約において(4)①及び②の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容

(イ) (9)②の事由

【意見】

賛成である。

(①の注) も賛成である。

【理由】

社債管理補助者を定めるときには、社債権者に対する公示が行われるよう、募集社債に関する事項としてアないしウの事項を定めることを義務付けるべきである。同様の趣旨で、(①の注)の事項についても、定めることを義務付けるべきである。

② 社債管理補助者を定めたときは、次に掲げる事項を社債原簿に記載し、又は記録しなければならないものとする。

ア 社債管理補助者の氏名又は名称及び住所

イ 委託契約の内容

(②の注) ②に掲げる事項は、社債の種類に係る事項(会社法第681条第1号、会社法施行規則第165条)に含めるものとする。

【意見】

賛成である。

(②の注)についても賛成である。

【理由】

社債管理補助者を定めた以上、社債原簿にも記載すべきである。その内容もア及びイが適切である。

③ 振替機関は、振替社債について、いわゆる銘柄公示情報として、加入者が社債管理補助者の権限の内容、①ウの内容等を知ることができるようにする措置を採らなければならないものとする(振替法第87条参照)。

【意見】

賛成である。

【理由】

振替社債については本提案の措置を採ることで、社債権者の保護に資することから適切である。

2 社債権者集会

(1) 元利金の減免

会社法第706条第1項第1号に掲げる行為として、当該社債の全部についてその債務の全部又は一部の免除を加えるものとする。

【意見】

賛成である。

【理由】

まず、会社法において、社債権者集会の決議事項は、「この法律に規定する事項」及び「社債権者の利害に関する事項」とされるところ（会社法第716条）、補足説明において記載のとおり、「社債権者集会の決議による社債の元本及び利息の全部又は一部の免除については、会社法第706条第1項第1号の「和解」として、社債権者集会の特別決議（会社法第724条第2項）によりすることができるという解釈が有力であるが、社債の元本及び利息の全部又は一部を免除する場合に「和解」の要件である互譲があるということができるといえるかについては明確でないという指摘」があるとされる。

しかしながら、旧商法時代において、「元利金の減免」は、裁判所の（事前）許可を得る前提においては、「社債権者の重大な利害に係る事項」と整理されていたところである。この点から考えて、「元利金の減免」が社債権者集会の決議事項でないと解釈すべきとはいえない。

実質的に考えても、社債権者の間には社債権の価値の最大化という共通の利益があり、社債権者集会で、例えば、社債発行会社が破綻するよりも、その存続を図った方が有利な返済を受け得るなど、元利金の減免が可決された際には、裁判所の認可を前提として、その効力を認める合理性があると言える。しかしながら、上記のような指摘がある以上、実務的には安定性を欠いた状態を放置することは好ましいとは言えない。

以上から、「元利金の減免」が社債権者集会事項であることを、立法的に明確化することが必要である。かかる対応は、旧商法時代からの解釈にも整合すると解される。

(2) 社債権者集会の決議の省略

社債権者集会を招集する者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社債権者（議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなすものとする。

（注1） 会社法第732条から第734条第1項まで及び第735条の規定は、これにより社債権者集会の決議があったものとみなされた場合には、適用しないものとする。

（注2） 上記の書面及び電磁的記録の備置きや閲覧等に関しても、所要の規定を設けるものとする。

【意見】

賛成である。

(注1) 及び(注2) についても、賛成する。

【理由】

まず、現行法においては、社債権者集会の決議は裁判所の認可なしには効力を生じないとされ(会社法第734条第1項)、その理由は、「社債の公衆性に鑑み、決議により当然効力が生じその手続又は内容に瑕疵があるときは・・効力を争うという仕組みを採用しないで、・・判断を裁判所の監督に委ね、その後見的作用を期待した趣旨」であるとされている(注釈会社法(10)171頁)。

しかしながら、社債権者集会を必要とする場合において、同時に事業再生ADR等の並行処理が必要とされるとき等が実務的には存在することも事実である。その際、社債権者集会そのものに物理的に各種の手続と一定の期間を要することに鑑みれば、社債権者全員が同意する場合には、物理的に集会を開催しない扱いとすることに合理性がある。例えば、社債権者集会そのものの物理的な手続とは、まずその招集を決定し(会社法第719条)、集会の会日の2週間前までに通知・公告し(会社法第720条)、参考書類と議決権行使書面を交付し(会社法第721条)、無記名社債の社債券(又は振替債保有証明書)を1週間前に提示し(会社法第723条第3項、振替法第86条)、利害関係人の意見陳述手続(会社法第870条第1項第7号)を経て、集会決議(物理的開催)から1週間以内の認可申立をする(会社法第732条)といった手続である。これに対し、社債権者の全員が同意している場合、その意思が示されている以上、物理的な集会の開催を省略するとの立法的手当に合理性があるといえる。

加えて、会社法で組織される会議体としては、別に株主総会との会議体が存在するところ、決議の省略が可能とされる株主総会と比較して(会社法第319条)、社債権者集会において、会議体の性質の相違が決定的であるとは言い難い。なぜなら、社債権者集会も社債権者が構成員として組織される会社法上の会議体であり、したがってその構成員の全員が同意する以上、私的自治の見地からは、物理的に集会開催を必須とする理由に乏しいことは、株主総会と異なるところがあるとは言い難いからである。

以上から見て、補足説明にて、「議決権を行使することができる社債権者の全員が決議の目的となる事項に賛成している場合には、社債権者集会を現実に開催することを義務付ける必然性がなく、その省略を認めることが合理的である」とされたとおり、この提案に賛成するものである。

なお、(注1) 及び(注2) についても、必要な所要の手当てを行う必要があるとの

趣旨で賛成する。

第2 株式交付

株式会社が他の株式会社をその子会社としようとする場合には、会社法第199条第1項の募集によらずに、当該株式会社の株式を当該他の株式会社の株主に交付することができるものとするため、次のような規律を設けるものとする。

1 定義等

- ① 「株式交付」とは、株式会社が他の株式会社（これと同種の外国会社を含む。）をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、その譲渡人に対して当該株式会社の株式を交付することをいうものとする。
- （注） ①における子会社は、会社法第2条第3号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合（会社法施行規則第3条第3項第1号に掲げる場合に限る。）における当該他の会社等に限るものとする。
- ② 株式会社は、株式交付をすることができるものとする。この場合においては、株式交付計画を作成しなければならないものとする。

【意見】

①及び②について、いずれも賛成する。

【理由】

①について、株式交付の制度の創設を検討するに当たり、対象を株式会社に限定することは妥当である。

②について、株式交付計画を作成することは、手続の明確性に資する。

2 株式交付計画

- ① 株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、次に掲げる事項を定めなければならないものとする。
- ア 株式交付により当該株式会社（以下「株式交付親会社」という。）の子会社となる他の株式会社（これと同種の外国会社を含む。以下「株式交付子会社」という。）の商号及び住所
- イ 株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社（これに相当する外国会社を含む。）である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限

ウ 株式交付により株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数又はその数の算定方法並びに増加する資本金及び準備金の額に関する事項

エ 株式交付により株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として株式交付親会社の株式以外の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法等

オ 株式交付子会社の株式の譲渡人に対するウの株式（エの場合には、エの財産を含む。）の割当てに関する事項

カ 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みの期日（以下「申込期日」という。）

キ 株式交付がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）

（①の注１） 株式交付親会社が種類株式発行会社である場合には、ウの交付する株式の数又はその数の算定方法として、株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法を定めなければならないものとする。

（①の注２） 株式交付子会社が種類株式発行会社（これに相当する外国会社を含む。）である場合において、株式交付子会社の発行する種類の株式の内容及びオの事項について株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容を定めなければならないものとする。

（①の注３） オの事項についての定めは、譲渡人が譲り渡す株式の数（（注２）の定めがある場合にあっては、各種類の株式の数）に応じて株式及びその他の財産を交付することを内容とするものでなければならないものとする。

（①の注４） 株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権又は新株予約権付社債（これらに相当するものを含む。以下「新株予約権等」という。）を譲り受けるときは、株式交付計画において、当該新株予約権等の内容及び数並びにその対価に関する事項を定めなければならないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

株式交付制度が部分的な株式交換との要素を有すること、他の組織再編の規律と同様のものを設けるとの点から、本提案は、妥当な規律である。

② ①イの下限は、効力発生日において株式交付子会社が株式交付親会社の子会社となるように定めなければならないものとする。

(注) ②における子会社は、会社法第2条第3号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合(会社法施行規則第3条第3項第1号に掲げる場合に限る。)における当該他の会社等に限るものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

親子会社関係を創設するにあたり、親子関係が生じる基準を明確にする必要がある。

3 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み等

① 株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対して、株式交付親会社の商号及び株式交付計画の内容を通知しなければならないものとする。

(注1) 上記のほか、株式交付親会社の発行可能株式総数等の株式交付親会社に関するその他の事項も、①により通知すべき事項に含めるものとすることが考えられる。

(注2) 株式会社が①により通知すべき事項を記載した金融商品取引法第2条第10項に規定する目論見書を株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対して交付している場合等には、①の通知をすることは要しないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

譲渡しの申込みをしようとする者に通知すべき内容として、合理的である。

② 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、申込期日までに、申込みをする者の氏名又は名称及び住所並びに譲り渡そうとする株式の内容及びその数を記載した書面を株式交付親会社に交付しなければならないものとする。

(注) ②の申込みをする者は、②の書面の交付に代えて、株式会社の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとする。この場合において、当該申込みをした者は、当該書面を交付したものとみな

すものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

申込みをするに際して、手続の安定の点から、書面（又は電磁的方法）によるものとすることは妥当である。

③ 株式交付親会社は、②による申込みをした者（以下「申込者」という。）の中から株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定め、かつ、その者から譲り受ける株式交付子会社の株式の数を定めなければならないものとする。この場合において、株式交付親会社は、株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の数が2①イにより定めた下限を下回らない範囲内で、申込者から譲り受ける株式の数を、当該申込者が申込みをした株式の数よりも減少することができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

株式交付親会社による株式交付計画に基づく株式交付の手続の規律として妥当なものである。

④ 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、申込者に対し、当該申込者から譲り受ける株式の数を通知しなければならないものとする。

⑤ 申込者は、④の通知を受けた数の株式について、株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人となるものとする。

⑥ 譲渡人は、効力発生日に、株式交付親会社が④により通知した数の株式を給付しなければならないものとする。

⑦ ③から⑥までは、申込期日において、申込者が申込みをした株式の数の総数が2①イにより定めた下限に満たない場合には、適用しないものとする。

この場合においては、株式交付親会社は、申込者に対して、株式交付をしない旨を通知しなければならないものとする。

（3の注1） 株式交付子会社の株式を譲り渡そうとする者が、株式交付親会社が株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約を

締結する場合には、上記の通知及び申込み等の手続を省略することができるものとするのが考えられる。

(3の注2) 株式交付子会社の株式と併せて当該株式交付子会社の新株予約権等を株式交付により譲り受ける場合における当該新株予約権等の譲渡しの申込み等についても、所要の規定を設けるものとする。

【意見】

④ないし⑦について、賛成する。

後注2について、賛成する。

【理由】

④ないし⑦について、手続の明確性及び安定の点から、賛成する。

4 株式交付の効力の発生

① 3⑥による給付を受けた株式交付子会社の株式の株式交付親会社による譲受けは、効力発生日に、その効力を生ずるものとする。

② 3⑥による給付をした譲渡人は、効力発生日に、2①オの定めに従い、株式交付親会社の株主となるものとする。

③ ①及び②は、効力発生日において株式交付親会社が3⑥による給付を受けた株式の総数が2①イにより定めた下限に満たない場合には適用しないものとする。この場合において、株式交付親会社が3⑥による給付を受けた株式があるときは、株式交付親会社は、当該株式を譲渡人に返還しなければならないものとする。

(4の注) 株式交付子会社の株式と併せて当該株式交付子会社の新株予約権等を株式交付により譲り受ける場合についても、所要の規定を設けるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

株式交付による親子会社関係の創設という目的の達成及び手続安定の点から、親子会社関係の発生が確実となった段階で、一律に効力を生じさせる必要がある。

5 株式交付親会社の手続

① 株式交付親会社は、効力発生日の前である一定の日から効力発生日後6か月を経過するまでの間、株式交付計画の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的

記録をその本店に備え置かなければならないものとする。

(注) 上記の書面又は電磁的記録には、対価についての定め相当性に関する事項、株式交付子会社についての一定の事項、株式交付親会社についての一定の事項等も記載し、又は記録しなければならないものとするが考えられる。

② 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならないものとする。

(注1) 株式交換に準じて、②の規律は、株式交付子会社の株主に対して交付する対価の額が一定の水準を超えない場合には、適用しないものとする規律（いわゆる簡易手続に関する規定）を設けるものとする。

(注2) 株式交付親会社の種類株主総会の決議については、株式交換の場合における株式交換完全親株式会社の種類株主総会の決議についての規律と同様の規律を設けるものとする。

③ 株式交付が法令又は定款に違反する場合において、株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株式交付親会社の株主は、株式交付親会社に対し、当該株式交付をやめることを請求することができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

株式交付親会社として株主総会特別決議による承認等の手続、また、法令又は定款に違反する場合には、これを中止させる手続規定は必要である。

④ 株式交付親会社の反対株主は、株式交付親会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

株式交付親会社の株主のうち、株式交付計画に反対の株主については、株式買取請求を認めることが相当である。

⑤ 株式交付子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交付親会社の株式その他これに準ずるもののみである場合以外の場合には、株式交付親会社の債権者

は、株式交付親会社に対し、株式交付について異議を述べることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

株式交付親会社の交付する対価が株式その他これに準ずるもののみならず、金銭を対価とする場合には、親会社の財産状態に影響が生じる。

この点、株式交付親会社の債権者は、当然のことながら、会社財産に重大な利害関係を有することから、株式交付について異議を述べる手続を準備する必要がある。

⑥ 株式交付親会社は、効力発生日後遅滞なく、株式交付により株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数その他の株式交付に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならないものとする。

(注) 上記の書面又は電磁的記録には、株式交付が効力を生じた日、株式交付親会社における手続の経過等も記載しなければならないものとすることが考えられる。

⑦ 株式交付親会社は、効力発生日から6か月間、⑥の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

株式交付が組織行為として位置づけられるところ、手続等に関して事後的な情報提供として必要な対処である。

⑧ 株式会社の株式交付の無効は、株式交付の効力が生じた日から6か月以内に、訴えをもってのみ主張することができるものとする。当該訴えは、株式交付の効力が生じた日において株式交付をする株式会社の株主等（会社法第828条第2項第1号参照。）であった者、株式交付により株式交付親会社に対して株式交付子会社の株式を譲り渡した者又は株式交付をする株式会社の株主等、破産管財人若しくは株式交付について承認をしなかった債権者に限り、提起することができるものとする。当該訴えについては、株式交付をする株式会社を被告とするものとする。

とする。

【意見】

⑧について、賛成する。

【理由】

無効訴訟は、手続の安定、株式交付親会社及び子会社に利害関係を有する者との関係における法的安定の点から、一定の制限を設ける必要がある。

(第2の後注) 上記のほか、株式交付に関する手続等について、所要の規定を設けるものとする。

【意見】

子会社株主保護の必要性について、なお検討すべきである。

【理由】

- 1 株式交付に関する手続等について、所要の規定を設けることに賛成する。ただし、子会社株主に対して、自らの株式を売却するか否かについて、適切な機会や情報の提供をする制度を設けるべきかさらに検討すべきである。すなわち、株式交付の実行方法としては、親会社と子会社株主との相対取引であるとしても、生じる効果は、親子会社関係の創設として、子会社株主にも大きな影響を生じさせるものであり、子会社株主は、自らの株式を売却するか否かについて、適切な機会や情報の提供を必要とするとの懸念もあり得るところである。会社法における株式交付制度と金融商品取引法における公開買付け制度とは制度目的が異なるとしても、取り残される少数株主の保護の必要性があるという問題状況において共通する点においては、相互の制度を比較検討する意義があるとの意見がある。株式交付制度において、親会社は、対価柔軟化というメリットを享受し、相対取引で求められる検査役における調査等の負担なく、容易に自社株式を利用して子会社とすることを可能とし、同時に、子会社株式を100%取得しない限り、子会社株主に少数株主が発生する制度を設けるのであるから、相対取引とは異なる手続を設ける理由は十分にあるとの考えである。

一方、会社法においては、相対取引で株式を取得する第三者が、当該株式の発行会社の親会社となる場合であっても、少数株主となる株主を保護する特段の規定が設けられていないことから、株式交付制度においてもそのような少数株主保護する必要性はないとの考えも主張されている。いずれにせよ、子会社株主保護の必要性について、なお検討すべきである。

2 また、申込者において、株式交付計画の内容や、自らが交付する株式の対価についての定め相当性に関する事項（5①（注）参照）について判断するために、これらの情報にアクセスする必要性は高い。そこで、申込者に対し、これらの株式交付計画や、株式交付親会社の取締役が作成する対価の相当性に関する書面について、閲覧謄写をする権利を付与することも検討すべきである。

第3 その他

1 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解

株式会社が、当該株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者であった者（以下「取締役等」という。）の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、次に掲げる当該株式会社の区分に応じ、①から③までに定める者の同意を得なければならないものとする。

- ① 監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）
- ② 監査等委員会設置会社 各監査等委員
- ③ 指名委員会等設置会社 各監査委員

【意見】

賛成する。

【理由】

現行法のもとでは、取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解を規律する規定が置かれていなかったことから、和解の手續が不明確であったので、この点の規律を置き、手續の明確化を図ることは適切である。すなわち、監査役設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社（以下「監査役設置会社等」という。）が原告となっている場合に、会社を代表する監査役、監査等委員、監査委員（以下「監査役等」という。）が、他の監査役等の同意を得ることなく和解をする権限があるかについては、現行法上の規律からは明らかではないが、本提案の規律により、その点が明確になる。また、監査役設置会社等は取締役等の責任追及の訴えを提起していないが、利害関係人又は補助参加人として和解をする場合、監査役設置会社を代表するのが代表取締役、代表執行役又は代表清算人（以下「代表取締役等」という。）であることを前提とした上で、監査役等の同意を必要とするのであれば、業務の執行に関与し、業務に精通している代表取締役等が訴訟への関与を継続し、業務内容に即した和解をすることができるため適切である。さらに、この場合に、監査役等の同意を要するとすることは、監査役設置会社等が取締役等を補助するために当該取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟に（補助参加人として）参加する場合（会社法第84

9条第3項)に、監査役等の同意を得なければならないとされていること等との権衡上も相当であると考えられる。

2 議決権行使書面の閲覧等

- ① 会社法第311条第4項の請求をする場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならないものとする。
- ② 株式会社は、会社法第311条第4項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことはできないものとする。
- ア 【A案】当該請求を行う株主が株主総会の招集の手續又は決議の方法（書面による議決権の行使に関するものに限る。）に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- 【B案】当該請求を行う株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- イ 当該請求を行う株主が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
- ウ 当該請求を行う株主が議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- エ 当該請求を行う株主が、過去2年以内において、議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。
- (2の注) 会社法第312条第5項及び第310条第7項の請求に関しても、同法第311条第4項の請求についての規律と同様の規律を設けるものとする。

【意見】

一定の場合に閲覧謄写請求を拒むことができることに賛成する。

アについて、B案に賛成する。

イないしエについて、賛成する。

(2の注)について、上記のB案が採用されるのであれば、賛成する。

【理由】

- 1 議決権行使書面の閲覧等の請求は、株主名簿の閲覧等の請求と同様、権利濫用の場合には認められないというべきである。また、議決権行使書面の閲覧謄写請求を行う際は、株主名簿の閲覧謄写請求と異なり、株主がその理由を明らかにする必要はなく、拒絶事由も明文で定められていない（会社法第311条第4項、同法第125条参照）ため、株主名簿の閲覧謄写請求が拒絶された場合に、議決権行使書面

の閲覧謄写請求が濫用的に利用されるおそれがある。そのため、権利濫用による閲覧等を防ぐ規律を設けることに賛成する。

2 ①について、議決権行使書面の閲覧等の請求する場合に理由を明らかにすることにより、株式会社として次の②の拒絶事由に該当するか否かの判断が可能となるため、妥当である。

3 ②について、以下検討する。

(1) アについて

A案は、株主名簿の閲覧謄写請求と議決権行使書面の閲覧謄写請求との機能が異なることを前提に、後者については、当該請求を行う株主が株主総会の決議の方法（書面による議決権の行使に関するものに限る。）に関する調査を目的とする場合のみに、閲覧謄写を認めようとするものである。そのため、株主が少数株主権の行使のために必要な持株要件を充足するために他の株主を募る目的や、株主総会の議案について委任状の勧誘を行う目的で、閲覧謄写請求権を行使する場合に、株式会社が当該請求を拒むことができることになる。

これにより、個々の株主がどのように議決権を行使したか、議決権の内容の秘密が守られる場合が増え、株主のプライバシー保護に資することを意図していると考えられる。ただし、議決権行使書面の閲覧謄写請求権は、公正かつ適法な株主総会決議の担保のための制度であることからすると、株主の上記プライバシーは、自己を含む株主の利益のため、一定の制約を受けるとしても正当化されるというべきである。

しかしながら、議決権行使書面の閲覧謄写請求の制度趣旨が株主の利益保護にあると考えられるところ、これは、株主名簿の閲覧謄写請求の趣旨と共通するため、議決権行使書面の濫用的な行使の制限の必要性の観点からは、株主名簿の閲覧謄写請求の場合（会社法第125条第3項第1号）と同様の規律を設けることが望ましいと考えられる。すなわち、株主名簿の閲覧謄写請求で認められている委任状勧誘等の目的による閲覧等請求は、議決権行使書面においても否定されるべきではなく、会社法上禁止されているとまでは言えない株主による権利行使を、株主名簿の閲覧謄写請求の場合より制限することは妥当でない。

特に、A案を採った場合、株主による効率的な委任状の勧誘等が不可能となり得る一方、会社は、なお過去の株主総会における議決権行使結果を参照しながら一部の株主に対して委任状勧誘を行うことができ、経営者側と株主との間に情報格差が生じ、公平さを欠いた手続による支配権の固定化に繋がりがねないため、妥当ではない。

そこで、株主名簿の閲覧謄写請求の規律と同じB案とすべきである。

(2) イないしエについて

株主名簿の閲覧謄写請求についての拒絶事由を定めた会社法第125条第3項第2号から第4号と同様の規律であるところ、議決権行使書面の閲覧謄写請求と株主名簿の閲覧謄写請求とは、それぞれの手続を通し株主の権利の確保又は行使を容易にする点でその趣旨は重複し、また、前述のとおり、濫用防止のため、規律を設ける必要性が認められ、本提案に賛成する。

(3) (2の注)について

上記のB案が採用されるのであれば、上記規律を設ける趣旨は、電磁的方法により提供された議決権行使書面に記載すべき事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧謄写請求並びに代理権を証明する書面及び電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧謄写請求についても同様であることから、妥当である。特に、会社法第310条第7項の代理権を証明する書面等の閲覧謄写請求については、株主総会の議案について委任状の勧誘を行う目的で行う必要性が、議決権行使書面の場合よりも高く、上述したところが一層妥当する。

4 補足説明について、本規律を設けることにより、会社が閲覧謄写請求を拒絶した場合に、拒絶理由の該当性について争うこととなるところ、その係争中に、株主総会の取消しの訴えの提訴期間が徒過する可能性もあるため、株主の保護のための制度の整備について、検討する必要があると考える。

3 株式の併合等に関する事前開示事項

全部取得条項付種類株式の取得又は株式の併合を利用した現金を対価とする少数株主の締出しに際してする端数処理手続（会社法第234条、第235条）に関して、事前開示手続（同法第171条の2、第182条の2）において本店に備え置かなければならない書面又は電磁的記録に任意売却の実施及び株主に対する代金の交付の見込みに関する事項等を記載し、又は記録しなければならないものとして、情報開示を充実させるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

株式の併合及び全部取得条項付種類株式の取得における端数処理手続として、競売又は裁判所の許可を得てなされる任意売却（以下「任意売却等」という。）による売得金が、締め出される株主に交付されるが、売得金が現に交付されるか否かは任

意売却等の結果に依存しているため、締め出される少数株主への売得金の確実な支払いを確保するための施策として、任意売却等の実施及び株主に対する代金の交付の見込みに関する事項等を開示することは相当である。

補足説明の69頁から70頁にかけて挙げられているように、具体的には、①競売又は任意売却のいずれをする予定であるか、②競売をする予定である場合には競売の申立てをする時期の見込み、③任意売却をする予定である場合には、任意売却する株式を買い取る者（以下「任意売却株式買取人」という。）の氏名又は名称、任意売却の実施及び株主に対する代金の交付の時期、任意売却株式買取人が任意売却の代金の支払のための資金を確保する方法、並びに当該方法の相当性その他の任意売却の実施及び株主に対する代金の交付の見込みに関する事項（当該見込みについての取締役等の判断及びその理由を含む。）を開示事項とするのが相当である。

4 新株予約権に関する登記

【A案】 会社法第238条第1項第2号及び第3号に掲げる事項（同法第911条第3項第12号二）は登記することを要しないものとする。

【B案】 募集新株予約権について会社法第238条第1項第3号に掲げる事項を定めたときは、同号の払込金額を登記しなければならないものとする。ただし、同号に掲げる事項として払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法を登記しなければならないものとする。

【意見】

B案に賛成する。

【理由】

「新株予約権の払込金額」は、新株予約権が不公正な価格による発行か否かの判断要素となるものである。募集事項の通知・公告（会社法第240条第2項、第3項参照）によって、既存株主による利益確保の機会が保障されているとも考えられるが、差止請求（会社法第247条参照）だけでなく、新株予約権者や取締役等に対する責任追及（会社法第285条、第286条参照）等の資料とする可能性もあることからすれば、登記によって長期にわたり公示されるべきである。そして、通常、登記時点においては払込金額が確定しており、また、具体的な払込金額を記載するほうが、算定方法として計算式を登記することよりも、登記の申請人である会社の負担を軽減でき、他方で登記情報を利用する者の便益ともなるため、これを登記すべきとするB案が相当である。

5 株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書

登記簿に記載されている事項（株式会社の代表取締役又は代表執行役の住所を除く。）が記載された登記事項証明書については、何人も、その交付を請求することができるものとし、当該住所が記載された登記事項証明書については、当該住所の確認について利害関係を有する者に限り、その交付を請求することができるものとする。

（注） インターネットを利用して登記情報を取得する場合における当該住所の取扱いについても所要の措置を講ずることを検討するものとする。

【意見】

弁護士が迅速に代表取締役の住所を知り得るための措置が設けられること、具体的には、弁護士による職務上請求制度が創設されること、及び弁護士によるオンラインによる登記事項証明書の交付請求により代表者の住所地の記載された登記事項証明書を取得できることがいずれも手当てされない限り、本提案には反対する。

（注）についても、弁護士による登記情報提供サービスの利用に当たって代表者の住所地が記載された登記情報の取得が可能とされない限り、反対する。

【理由】

1 個人のプライバシー保護の必要については、国内外において、個人情報を保護する制度が整備され、その重要性や関心は、以前よりも高まっている。また、氏名や住所は、個人情報の保護に関する法律上、「個人情報」に該当するものであり、個人情報として保護すべき利益である。

技術の進歩により、住所が判明していれば、インターネット上のサービスを利用して、その自宅やその周辺の状況を把握することができ、不特定多数者をして簡易迅速に私生活を把握する端緒ともなり得る。そうすると、不特定多数の者が閲覧できる登記簿に、住所が記載されることにより、私生活上のプライバシーが害され得るため、これを保護する必要がある。

2 しかしながら、商業登記において、取締役と異なり、代表取締役の氏名だけでなく住所も登記することとされている趣旨は、その住所を、会社に事務所や営業所がない場合の当該会社の普通裁判籍を決する基準とし（民事訴訟法第4条第4項参照）、また、代表取締役が会社の代表権を有することから（会社法第349条第1項、同条第4項参照）、登記簿上の会社の本店所在地への送達が不能となった場合において、送達場所とすることを可能とする（民事訴訟法第103条第1項）等、私人の裁判を受ける権利（憲法第32条）と密接に関連する。このような意味で、

代表取締役の住所地を把握する必要性は高く、従前、代表取締役の住所は登記事項として一般に開示されてきたものである。

- 3 さらに現在、株式会社は、詐欺商法といった消費者被害をもたらす犯罪にも隠れ蓑として多く利用されている実態がある。このような消費者被害を救済するための事実調査や裁判手続を行おうとする場合、株式会社の代表取締役の住所を迅速に把握することが不可欠である。特に、加害業者を特定するために、株式会社の代表者の住所を把握し、代表者の特定を先行させなければならない事例も多くある（例えば、加害業者の正確な探知のために、同名の会社や、又は表には出てこないものの関連する会社を網羅的に探索し、代表者の住所地と他に収集した情報と突き合わせて会社の同一性や関連性を把握する必要がある場合がある。加害業者を追っていくために、代表取締役の住所を含む多くの登記情報を確認しなければならないことは決してまれなことではない。）。

このような状況において、迅速に代表者の住所を知り得ない場合、消費者被害案件等では、相手方たる会社を特定できなかつたり、特定が遅延する結果訴訟を提起することができなかつたり、さらには訴訟提起が遅れたために被害回復ができないといったことにもなりかねない。これでは、現在の実務に悪影響をもたらし、ひいては消費者被害にあった国民等の利益に反することとなる。

もちろん、そのような正当な目的がないのに代表者の個人の住所というプライバシー性の高い情報が取得されてしまうことは防がなければならない。そこで、懲戒手続（弁護士法第51条）に裏付けられた法制度上の倫理規律に服する弁護士がその職務として行う場合には、迅速に住所情報にアクセスできる仕組みを設けることで調整を図ることが妥当であると考えられる。住所よりも情報量の多い戸籍や住民票について、既に弁護士による職務上請求が認められている（戸籍法第10条の2及び住民台帳基本法第12条の3参照）。したがって、弁護士による職務上請求制度の創設がなされること、及び戸籍や住民票の職務上請求と同様の要件を満たす場合には、オンラインによる登記事項証明書の交付請求により代表者の住所地の記載された登記事項証明書を取得できることのいずれもの措置が取られない限り、本提案には反対せざるを得ない。

同様に、弁護士が登記情報提供サービスを利用する場合、代表者の住所地が記載された登記情報の取得が可能とならない限り、（注）についても反対せざるを得ない。そのような取扱いが可能となるためには、一定のシステム開発が必要であると思われるものの、上記のような消費者被害案件における被害者救済の必要性等に鑑みるときは、従前と同様に、登記情報提供サービスによって代表者の住所を知り得ることは必須である。

- 4 なお、本提案が採用される場合であっても、「利害関係を有する者」については、柔軟に解すべきである。この点、補足説明は、『「利害関係」とは・・・事実上の利害関係では足りず、法律上の利害関係を有することが必要である」とする（71頁）が、狭きに過ぎるように思われる。前述したとおり、消費者被害案件などにおいては、そもそも法的な利害関係があるか否かを確認するために、代表取締役の住所を知る必要がある場合も多い。よって、「利害関係を有する者」については、柔軟な解釈・運用がなされる必要がある。
- 5 また、プライバシー保護の必要は、個人の住所を登記すべきとされている代表清算人の登記（会社法第928条第1項第2号、同条第2項第2号、同項第3号）等においても、同様であるため、本提案のように規律を変更するのであれば、これらの登記についても、同様の制度とすることを検討されたい。

6 会社の支店の所在地における登記の廃止

会社法第930条から第932条までを削除するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

支店の所在地における登記を要する趣旨は、支店登記を経由して会社の本店登記を閲覧したり、登記事項証明書を取得することを可能にする点にあると考えられる。

支店とのみ取引をし、本店の所在場所を把握していない場合であっても、支店の所在地を管轄する登記所に設置されている専用端末を利用して調査する方法により、その本店の調査をすることができ、また、登記情報提供サービスや会社のウェブサイト等、インターネットを利用することによって容易に本店所在地を知ることができる環境が整っている。また、会社の支店の所在地における登記について登記事項証明書の交付請求がされる例がほとんどないことからすると、支店の所在地における登記の制度を存続させ、支店登記を経由して本店登記へアクセスするための手段を確保する必要性は高いとはいえず、これを廃したとしても、その影響は殆ど生じないというべきである。

そして、支店登記の維持に要する会社の負担や不利益が生ずる可能性を軽減することは合理性が認められるため、本提案に賛成する。

以上